

運動部活動に関する関係団体の意見

1. 実施期間:平成29年10月26日～11月10日

2. ヒアリング対象関係団体(計13団体)

<教育委員会関係(6団体)>

・全国都道府県教育委員会連合会	1
・全国市町村教育委員会連合会	5
・指定都市教育委員・教育長協議会	11
・全国都市教育長協議会	31
・中核市教育長会	33
・全国町村教育長会	34

<校長会関係(2団体)>

・全日本中学校長会	35
・全国高等学校長協会	37

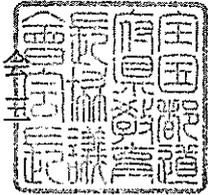
<教職員団体関係(5団体)>

・全国教育管理職員団体協議会	38
・全日本教職員組合	44
・全日本教職員連盟	48
・日本教職員組合	49
・日本高等学校教職員組合	62

全教委連第197号
平成29年11月9日

スポーツ庁政策課
学校体育室長 塩川 達大 様

全国都道府県教育長協議会
会長 中 井 敬



「運動部活動」に関する意見について

運動部活動については、これまで教育課程との関連を図り、豊かな人間性の育成や体力向上など学校教育活動の一環として実施されてきたところではありますが、現在スポーツ庁において、運動部活動の運営の適正化に向けて「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の作成が進められているところです。

については、ガイドラインの作成にあたり、運動部活動の学校教育における意義を改めて整理し、あわせて学校における働き方改革の視点も踏まえた職務としての位置づけなども整理する必要があると考えることから、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 活動時間や休養日の設定について

活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告（平成9年12月文部科学省）」において平成8年調査の結果分析を踏まえ設定例が示されているが、その運用はこれまで学校設置者等の判断に任せられ、生徒の活動時間や休養日を例示するなどして対応してきた。

今後、国におけるガイドライン作成に際しては、生徒の学校教育及びスポーツ医学的側面と学校における働き方改革の側面の両面から、週当たりの総活動時間等を含む運動部活動の活動時間や休養日の設定についての基準を明記すべきである。

活動時間や休養日の設定には大会や種目のシーズン、競技特性や発達段階に応じた技術・技能の習得にかかる時間の違い、日没や気候の問題について示す必要がある。また、学校教育活動の一環として、教育課程との関連を図り学校で実施される部活動の位置づけ（意義）を改めて確認した上で、現状では適正範囲を超えた過剰な活動が見られるとのことから、活動時間（日数・時間）設定や平日、休日別の休養日の設定等について、長期休業中の取扱いを含め検討するとともに、それぞれの地域における学校の実態を踏まえた実効性の確保が望まれる。

その際、学校現場での実効性を高めるために、スポーツ医学的な面も十分に加味した校種別の統一的な最低基準の内容にすることが必要である。

2 顧問の在り方について

「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）」において、顧問の教員等が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うよう示しているところである。

顧問については、資質向上が重要な課題であることから、質的向上を図るため、研修会の実施をガイドラインに位置づけることが必要である。また、現職の教員のみならず、教員養成段階でも適切で効果的な指導方法について理解が深まるように、広範囲な資質向上策（例：コーチング研修の必修化等）の検討が必要である。

教員の業務としての部活動顧問については、常勤の教員が2～3部程度の顧問を兼務することや、早朝・休日など、教員の勤務時間外の活動も多く、教員の負担や長時間勤務の一因ともなっている側面もあり、学校における働き方の視点を含め、今後、改善が必要である。また、顧問の複数配置や部活動指導員等の活用が望ましく、顧問間や部活動指導員等との役割分担による負担の軽減が求められるとともに、生徒の活動が質的に向上することが大切と考える。

3 部活動指導員等の活用等教育委員会や学校（長）における方策について

平成29年4月1日から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第4号）」において、部活動指導員に係る規則等の整備等が盛り込まれ、同規則等に基づき学校の設置者は具体的内容の整備が求められていることから、今後の部活動指導員の配置促進に向けて国の持続的な財源確保が必須と考える。また、顧問の技術不足を補う役割も大変大きいことから、顧問と連携・協力して部活動指導に当たる部活動指導員等についても予算措置も含め活用方法の検討が必要である。

国や日本体育協会等は、部活動指導員の人材育成や人材派遣のための財源確保及び全国において人材バンク等を活用できる体制づくりを支援する必要がある。

部活動指導員は、技術指導だけでなく、生徒の人格形成や部活動の運営、保護者対応等、教員が行ってきた職務を担うことが可能となったことから、教育委員会が実施する研修の充実が図られるよう、部活動指導員に対する必要な研修内容を国として示す必要がある。

また、部活動指導員に係る国の補助事業については、高等学校への対象拡大が必須であり、補助事業の全体規模については継続して拡大していくことが必要と考える。

4 学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方について

中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟主催以外の競技団体等が主催する大会については、大会数が多い状況が見られることから、その参加の在り方について、今後検討していく必要があると考える。その際、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図り学校で実施される部活動の位置づけ（意義）や、

働き方改革の観点を踏まえた上で、今後検討していく必要がある。

また、部活動指導員の導入に伴い、顧問として引率が可能となったことから、大会規定等の改訂が必要と考えるが、改訂にあたっては、教員の働き方改革を推進する上でも、地方大会も含めて広く引率が可能となるよう、国においては、全国的な改訂状況を把握するとともに、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟等に対して、適切な助言を行うことが必要である。さらに、教員が審判等の大会運営業務に携わる場合などについて、生徒引率以外の業務とその関わり方を検討する必要がある。

そのほか、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟や日本体育協会に対しガイドライン案を示し、それに基づいた今後の運動部活動に対する考え方や大会運営の在り方・方針などについて提示を求め、その内容がガイドラインの中に示されることが望ましい。

5 運動部活動の運営に関する課題について

運動部活動の多くは勝敗が伴う活動であり、生徒、保護者、教員の勝敗に対する考え方の違いから、活動時間や日数に対して多様な意見がある。部活動運営においては、その調整や対応が難しく大きな課題であることから望ましい三者の関わり方についての検討が必要であると考えます。

各学校における部活動での生徒への指導については、生徒のニーズや学校の状況等に合わせて行っているため、専門的な指導を行える教員が校内にいない等の課題もあることから、指導者の専門的な技能を向上させるための手段（例えば、協会と連携しての指導者講習会等）について検討する必要がある。

学校の置かれた現在の環境から考えると、少子化等による学校における部活動の存続問題や合同チームの在り方など、学校を単位とする部活動の見直しについての検討が必要である。

運動部活動運営にあたっては、活動の日数や時間の制限が不明確であったり、不適切な指導が根絶できていないなど、各都道府県により運動部活動運営の実態が様々であることから、国のガイドライン作成にあたっては、実態把握に努めることやガイドラインの実効性を高める手立てについても検討が必要である。

6 その他

この度の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」については、その実効性を高めるために、広く周知し、運動部活動に期待を寄せる保護者や社会全体のコンセンサスを得ていくとともに、国の方向性に合わせて各都道府県のガイドライン等の改訂が必要であることから、可能な限り私立学校を含め全国で同じ考え方により運用されるよう国としての姿勢を示す必要があると考える。その際、地域によっては人材や施設、地域のスポーツ活動拠点等において脆弱な面が否めないことから、ガイドラインを作成する際は、「地域の特性や実情に応じた取組」という観点等の検討が必要と考える。

仮に部活動を社会体育へ移行する場合、部活動の教育的意義や地域ごとの人材の状況等を考えると、地方においては地域ごとの取組では限界があると思われる。今

回の議論を契機に、学校教育としての部活動に係る業務については、職務としての位置づけについて、曖昧な点を是正する必要がある。部活動の位置づけを改めて整理し、部活動を学校教育の外に出していくべきなのか否かの長期的な展望を国として示されたい。

今後の運動部活動の在り方について

平成 29 年 10 月 31 日

全国市町村教育委員会連合会

会 長 田 邊 俊 浩



1. はじめに

学校教育において、教員が生きがい・働き甲斐を持ち、はつらつと生徒の前に立ち、日々教育活動にあたることを望んでいます。

文部科学省におかれましては、教員の勤務実態調査に基づき、働き方改革に積極的に取り組んでいることに感謝申し上げます。つきまして、今後の運動部の在り方について、次の観点から意見を述べさせていただきます。

2. 現状と課題

学校生活における部活動は教育的存在意義が大きい。そのような中、最近の中学校の部活動、特に運動部活動あり方・役割が多様化してきている。生涯スポーツの一環として捉え推進している部活動、成果を強く求めている部活動が存在する。生徒や保護者の願いも、多様化している現状の中で、①正しい理解に基づく技術の向上 ②生徒の能力に応じた適切な練習方法の導入 ③想定される事故やけがの未然防止など、指導者の高い専門性を求められている。教育活動であるので当然のことであるが、この願いは、教師の負担を軽減などの観点からも、多くの課題が含まれている。

その課題と方策について、意見を述べさせていただきます。

3. 運動部の部活動の運営について

(1) 成果を求める生徒・保護者のいる反面、教育活動なので楽しくそれなりの成果でよいと考える生徒・保護者が混在する。

① 学校として、学校における部活動の位置づけを明らかにする。

② (例) コースを二つに分け、強化チームを作る。複数の顧問、外部指導者の活用などの指導の工夫をする。

(2) 限られた時間の中で行う部活動について、指導時間・内容を明確にする。

① 部活動の簡単な活動内容を週ごとに、生徒に活動案を作成させ、教師が

アドバイし、(教師が原案を作成でもよい)に作成し、充実した効率のよい内容の部活動を行えるようにする。その場として、

(例) 水曜日の昼休み、部活動の休養日等の時間帯を活用する。

② 部活動の時間帯の工夫をする。

(例) 土曜日の部活動の時間の工夫

<コートに限りがあるテニス部の場合>

午前中 4ブロックに分ける>

○8時30分～10時30分男子A、女子Aの2ブロック実施

○10時30分～12時30分男子B、女子B(強化チーム)の2ブロック実施

○顧問一人、指導員、ボランティア指導員を活用して行う。

(①の活動内容を、専門的に指導してほしい事柄を指導員に伝え、指導に生かしてもらう。)

(3) 部活動の意義を鑑み、生徒と指導者(顧問)関係を崩さないよう、指導員(外部指導者)のあり方、立場を明確にする。～研修の必要性あり～

① 生徒が、指導員(外部指導者)の言葉に耳を傾け、顧問(教師)の指示や指導を受け入れないような態度にならないよう、指導員との連携を図るとともに、立場を明確にする。

② (例)指導員の在り方の研修を学校設置者(市教委)が行う。また、校内でも、校長を中心として行う必要がある。(内容については、『運動部活動での指導ガイドライン』の部活動指導員等への研修内容(案)等)

(4) 勝利至上主義の発想からの脱却をし、体罰の起こらない部活動の環境作りをさらに推進する。

① 生徒の勝ちたい一心での不満の言動、集団での活動になじめない自分中心の生徒には、挑発的態度には乗らず、思いは受け詰めながら、根気強く、時間をかけて、毅然とした暖かい態度で、見守りながら指導する。

4. 練習時間や休養日について

運動部活動の活動のあり方に関する調査研究の報告書に基づき、学習機会や私的時間を確保するために、各学校では、部活動のあり方の見直しを図ってきている。運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)

に基づき、運動部活動での効果的、計画的指導に向けて、各学校で取り組んできている。さらに、学校組織として意識を高め、指導に当たることが大切である。

- (1) 学習時間や私的な時間を確保し、生徒を家庭に戻すとともに、自分自身を見つめる時間を与える。

生徒の本分である学び、自ら学習する時間を確保し、家族の一員として過ごす時間を与え、家庭での存在感を自覚させる。

- ① 自ら学ぶ時間を確保する。
- ② 家族とともに過ごす時間、家族の一員として働く時間を確保する。
- ③ 自分自身を見つめ直す時間<読書、趣味 等

- (2) 練習時間を短縮して、よい成果を上げるという発想の転換を、生徒と共にする。

時間短縮についての取り組みは、確実に、成果を上げている。以前は、休まず練習することに意義があり、当然と考える指導者(顧問)が熱心でよい指導者であると思われていた。

しかし、その弊害は、生徒だけでなく指導する教師にも及んでいる。また、生徒数の減少に伴い、教員の人数にも影響し、部活動の種類や担当指導者の配置にも影響を与えている。

- ① 課業日の部活動の終了時間が、生徒の健康・安全面から学校として統一され、守られるようになってきている。
- ② 土曜日・日曜日の部活動のあり方を管理職が中心となって話し合い、学校として、見直しを図っている。

グラウンドや体育館の使用を割り振り、土曜日の午前、午後、日曜日の午前午後というように、半日単位、もしくは2～3時間で実施するようになってきている。

5 健康・安全面について

- (1) 運動部活動において、やり過ぎによる負傷や、指導者の安全に関する理解不足から生じる負傷は、できるだけ避ける。

(例) 柔道部において、技には専門性が高く、危険なことが多い。また、テニス部では、クラブチームに所属している生徒が多くより、高度な専門的指導が求められている。そこで、部活動指導員(外部指導者)を活用して、

顧問と共に指導に当たっている。

市教育委員会の「部活動指導員」制度を活用したり、地域のボランティアの人材を活用したりしている。さらに、この制度の活用を推進する必要がある。

(2) 安全・指導に関する研修を実施する。

各校代表者による顧問会議や反省会等の場を活用して、講師を招聘し研修する。(内容については、『運動部活動での指導のためのガイドラインの部活動指導員等への研修内容による。])

(3) 心のケアをする相談員の配置

部活動において、レギュラー選手など生徒の悩みが多いと思われる、本来ならば、友達や先輩、顧問や家庭が聞いてあげている。その機能を生かすためにも、日頃の活動や指導には、より良い人間関係が築けるよう、より一層顧問の人間味あふれる対応ができるように心がけてほしい。

さらに、いじめや自殺防止の観点からも、その部活動の専属の相談員(教員、地域の退職校長や民生委員、元 PTA 役員などから、校長が信頼できる人を部活動相談員として委嘱する)を配置し、活用することも考えられる。

6 部活動顧問(指導者)と指導員(外部指導者)について

(1) 初任者研修、教員 2・3 年次研修に位置づける。(県、市、学校)

- ① 部活と動の意義と在り方、効果的な指導の在り方
- ② 現状を踏まえて、生徒の部活動への期待と取組等、
- ③ 顧問として専門性を高める〇〇〇部活動と生徒指導

*研修内容については、『運動部活動での指導のためのガイドライン』の部活動指導員等への研修内容を活用する。

(2) 指導員(外部指導者)の活用

- ① 人材リストを県(市)教育委員会が作成し、学校の要望に応じて、派遣制度を一層充実させる。その場合、報償、保険等の制度を整備する。また、無報酬のボランティア指導員のリストを市教委と協力して学校が作成し、登録する。交通費や保険等を市教委が補償する。
- ② 指導に当たっては、学校教育の一環として行うものであるため、教育者の一員としての自覚を持たせるためにも、研修を受けることを義務付け、修了証書を発行するなどし、顧問との連携者の大切さや言動についての自覚を促し、教師と同様にサービスを意識させる。

③ ボランティア指導員についても、同様に研修の機会を義務づける。

7. 教員の負担軽減について

教員にとって、部活動は大切な教育活動であり、よい生徒指導の場にもなっている。部活動を通して、生徒との信頼関係に基づく生徒指導は、大変成果を上げている。担任教師より、接する時間が多く人間関係を構築しやすい。

また、教師にとっても、長年の培ってきた部活動は自分の専門性を生かし、生きがいやりがいの持てる場である。

しかしながら、今日の部活動の顧問の状況を見ると、一度もやったことがない。ましてや運動が苦手という顧問もいる。

さらに、強豪校として名をはせている部活動については、生徒や保護者はよりよい指導者を求めている。その精神的負担はかなり大きい。

その改善策として、

(1) ベテラン教諭との複数顧問制度

(2) 外部指導の活用

指導員の配置

ボランティア指導員の活用

(3) 日常の部活動に時間の短縮

(4) 部活動の休養日設定

(5) 顧問の複数制により、学級事務や教材準備の時間の確保

8. 大会の運営等について

土日の大会運営は、限られたものについては、認めざる得ない状況もある。その場合、勤務の振替措置を行うなど、教員の負担軽減を図る。また、引率等については、指導員、保護者や地域のボランティア等を計画的に活用し、引率の教員を最小限で対応できるようにする。

9. 保護者への対応について

部活動の内容、指導方針、選手の使い方、練習の仕方等、様々な要望がある。

(1) 部活動の意義やあり方の基本方針については、学校としての部活動のあり方指導の方針をきちんと伝える。(入学説明会、保護者会)

(2) 部活動保護者懇談会の場を設定し、顧問や保護者同士のコミュニケーション

ヨンの場を設定する。(教師の批判の場ではなく、よりよい部活動にするには、保護者として、どのようなことができるか。生徒同士での人間関係で気になることはないか)等<双方にあまり負担のかからない時間帯を設置する。

- (3)管理職や PTA の役員も同席するなどし、教員がいかに努力しているか。理解を求める発言をすることも大切と考える。

29指都教協第15号
平成29年10月26日

スポーツ庁政策課
学校体育室長 塩川 達大様

指定都市教育委員・教育長協議会
会長 渡邊 直美
(川崎市教育委員会教育長)



運動部活動に関する意見照会について（回答）

平成29年10月10日付け29ス政策第16号にて御依頼のありました標記の件につきまして、各指定都市から提出された意見等をまとめましたので、別添のとおり回答いたします。

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【札幌市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（札幌市）</p> <p>○これまで、札幌市においては、中学校運動部活動の在り方について検討委員会を設置し、外部指導者の活用や運動部活動における望ましい活動基準等を定めたほか、学校に対し、部活動の適切な運営について通知しているところである。</p> <p>○こうした取組を進めてきているところであるが、本市でも一部部活動において、練習時間が長時間に及ぶほか、休養日が設定されていない等の課題が、依然として存在しているものと認識しているところである。</p> <p>○また、本市では、外部指導者の登用を推進し、部活動の機会の確保や顧問教諭の負担軽減に寄与してきたところであるが、市単費での予算措置には制約があり、その効果は一部に留まっているところ。将来的に外部指導者を拡充していくため、国単位で更なる財政的措置の検討をお願いしたい。</p> <p>○なお、本市では、市立学校の部活動における練習時間や休養日の設定、外部指導者の活用等を含め、生徒と教職員双方の負担を踏まえた部活動の在り方について、現在、検討を進めている。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【さいたま市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（さいたま市）</p> <p>1. 活動時間や休養日の設定について 部活動等における適切な休養日の設定について、市立各小・中・特別支援学校長に通知。 (1) 毎週1日以上、休養日を設定する。 (2) 設定した休養日については、月ごとに1日以上、週休日が含まれるようにする。 (3) お盆（8月13日から15日まで）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の期間は、休養日とする。 ※公式試合等で（1）から（3）までの設定が困難な場合は、その分の休養日を他の週や月で確保する。</p> <p>2. 顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題について スポーツ庁が策定する「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を基に、本市独自のガイドライン（仮称）を平成30年度に策定予定。また、部活動指導員（単独指導、単独引率が可能）の配置についても現在、検討中。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【千葉市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 千葉市 ）</p> <p>○部活動の運営に関する課題</p> <p>・日常の練習や練習試合、大会等の引率について、負担を感じている顧問もいることから、新たに部活動指導員を活用したい。しかし、部活動の指導にあたっては、学校の教育目標や生徒の実態を理解した上で、技術指導だけでなく、生徒指導等も行うことから、総合的な指導力を持つ適切な人材を確保していくことが課題である。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【川崎市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（川崎市）</p> <p>（1）本市の運動部活動の適切な運営に向けた取組状況</p> <p>川崎市教育委員会事務局では、市立中学校の部活動（含む文化部）の実態把握及び適正な運営に向けた方策を検討するため、平成 28 年 5 月より川崎市立中学校部活動検討専門会議を設置し、部活動の適正な運営に向けた取組について検討してきた。</p> <p>教育委員会事務局として、専門会議の提案を踏まえ、平成 29 年 5 月に「バランスのとれた部活動の運営に向けて」を各学校に通知し、部活動の運営に向けた次の 3 つの取組を重点として推進している。</p> <p>①「1 週間の中に、少なくとも 1 日の休養日を設定すること。」</p> <p>②「学校として、または各部活動毎に、週の休養日以外のノ一部活動デーを月予定の中に設定すること。」</p> <p>③「早朝練習（朝練習）を実施する場合、生徒・家庭・教職員の過度な負担とならないよう実施規準を明確にし、計画的に行うこと。」</p> <p>各学校の管理職は、各部活動の活動計画等を基に実態を把握し、3 つの取組を推進することとしており、教育委員会事務局としては、実施状況の把握と取組の確実な実施を図る。</p> <p>（2）部活動指導員の活用に向けた方策</p> <p>川崎市教育委員会事務局では、来年度に向けて、市立中学校に部活動の指導を職務とする部活動指導員を複数校に配置し、現場での効果や課題等を検証するモデル事業を検討中である。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【横浜市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、など</p>
<p>回答（横浜市）</p> <p>○活動時間や休養日の設定 ・「学校のきまりとして、少なくとも平日1日、土日のどちらか1日を休養日とする。」という方向で検討中。</p> <p>○顧問の在り方 ・部活動指導員の活用で教員の負担軽減を図る。</p> <p>○部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策 ・部活動指導員については、導入に向けて現在検討中である。 ・導入初年度としては、30人程度を見込んでいる。</p> <p>○学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方 ・休養日設定を推進するためにも各競技の大会数の見直しを図る必要がある。</p> <p>○その他運動部活動の運営に関する課題 ・生徒の所属学校には当該の部活動がなく、外部のクラブ等に所属して活動している生徒の中体連の大会参加については、保護者、所属クラブ指導者の引率で大会に出られるような規約にする必要があると考える。また、大会の企画や運営を教員ではなく、イベント会社等に依頼して実施できるようなシステムが構築できると負担軽減につながると考える。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【相模原市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 相模原市 ）</p> <p>○全国同様、本市においても部活動の運営が教員の多忙化を招いている側面が見られるため、運動部活動の適切な運営に向けて、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方等を示す「部活動指針」をまとめ、各学校に発出する方向で検討を進めている。</p> <p>○休養日について、例えば運動部の顧問教師が適切に設定するには、大会の日程や大会そのものの数の調整が必要であり、中体連主催の大会だけではなく、各協会が主催する大会についても検討していかなければ根本的な解決にはならないと考える。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【新潟市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（新潟市）</p> <p>現在の進捗状況と今後の予定</p> <p>H29年度 ○部活動実態調査の実施・集計・分析 ○新潟市部活動在り方検討委員会を設置し、ガイドラインを策定 ※ガイドラインの主な内容 部活動の位置づけ、適切な練習時間と休養日の設定、指導の在り方 外部指導者、今後の部活動運営の在り方 / など ※休養日の設定については、「平日1日、週休日1日」を原則とし、運用細則について、本市の実態に合わせて検討を進める。</p> <p>○中体連による大会規定等の見直し ※大会日程の変更（ゆとりある日程を目指す） ※大会の精選（市大会の取りやめ） / など</p> <p>H30年度 ○『新潟市立中学校部活動指導のガイドライン（H30年度暫定版）』の実施 ○部活動指導員配置の検討</p> <p>H31年度 ○『新潟市立中学校部活動指導のガイドライン』の実施 ※部活動指導員についての内容を含む予定</p> <p>【課題・要望】</p> <p>(1) 休養日の設定に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体によって休養日の設定が異なることにより、教員の間不公平感が生まれ、結局、取り決めが蔑ろにならないか不安である。短時間の練習でも、成果が上がっている学校の実践例を広く周知し、休養日をとることが大切であると伝えてほしい。 <p>(2) 部活動指導員の配置に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の配置については、予算、研修、管理・監督の在り方、人材確保など多くの課題を抱えており、スポーツ庁より、具体的な運用例などを例示してほしい。 ・事業財源について、更なる補助を検討してほしい。 	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【静岡市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 静岡市 ）</p> <p>静岡市では、総合教育会議で部活動改革を議題として取りあげ、市長と教育委員とで活発な議論を行い、「静岡市型 部活動システム」を構築・推進していくプロジェクトを立ち上げた。</p> <p>その第一歩として、「静岡市立中学校部活動ガイドライン」の策定を進めている。</p> <p>【静岡市立中学校部活動ガイドライン（案）のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部活動の意義・目的が「人間形成」であることを明確に規定 2 部活動指導5原則（体罰の禁止・安全管理の徹底等）を規定 3 部活動の活動日・活動時間の設定 活動日：週4日（火・水・金、土・日のいずれか）、部活動なしの日を年間6日程度設定 活動時間：1年間の平均が月45時間程度 4 教育委員会がライセンスを付与する外部顧問の配置 教育委員会が指定した研修を受け、選考の上、人物や競技指導力がふさわしいと認められた者にライセンスを付与し、外部顧問として配置。また、自信を持って指導に当たれるよう教員向けの研修も充実 ※外部顧問…教員と同等に単独指導、単独引率、大会運営に関わる業務等を行うことが可能 <p>なお、この取組は文部科学省初等中等教育局の「学校現場における業務改善加速事業」の採択を受け、3か年で実施していく。</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 静岡市立中学校部活動ガイドライン（案）の概要 ・ 資料2 静岡市立中学校部活動ガイドライン（案） 	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【浜松市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 浜松市 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等を盛り込んだ部活動ガイドラインを国の動向を注視しながら、平成30年3月を目途に策定するよう検討を進めている。 ・専門的知識や技能を有し、単独での指導や大会等の引率ができる部活動指導員の配置は必要であるが、身分や賃金等の制度設計に課題がある。 	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【名古屋市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、部活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（名古屋市）</p> <p>※部活動時間や休養日の設定について 名古屋市教育委員会が配布する保護者向けチラシ「楽しく充実した運動部活動」を通して、各学校に、バランスのとれた生活やスポーツ傷害予防の観点から適切な活動時間や活動日数の設定を促している。 中学校の目安として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週5日以内、 ・1日2時間程度以内、 ・土・日等学校休業日はできるだけ休む（少なくとも土日は1日休む） <p>※部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策 名古屋市教育委員会は、平成16年度より「部活動顧問派遣制度」、昭和61年度より「部活動外部指導者派遣制度」を実施している。今後も、継続して実施していく予定である。</p> <p>※その他 今年度、「部活動のあり方に関する検討部会」を設置し、小中高等学校校長会やPTA、有識者とともに今後の部活動について話し合っているところである。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【京都市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（京都市）</p> <p>本市では、平成29年4月に「京都市立小学校運動部活動等ガイドライン」「京都市立中学校運動部活動ガイドライン」「高等学校運動部活動における留意事項について（試案）」を策定している。部活動は、学校教育活動の一環として学校全体で組織的に運営するものとし、児童・生徒の体力向上や健康増進、自主性・協調性・連帯感などの涵養等意義深い活動であり、そのための指導体制の確立を図っている。活動時間や休養日については基準を設定し、例えば小学校では1日あたり1時間程度で週に4日以上、中学校では1日あたり2～3時間程度以内（平日）で週2日以上、高等学校では1日あたり2～3時間程度以内（平日）で週2日以上、の休養日の設定を原則とし、過度な練習により怪我やスポーツ障害、バーンアウトを起こすのを防ぎ、さらには家庭での学習時間や家族と過ごす時間の確保を図っている。</p> <p>また、本年4月、国において「部活動指導員」が制度化されたことを受け、今年度、本市においても、9月から4校で試行を開始すると共に来年度から本格実施が出来ないかどうかの検討を進めているところである。</p> <p>「部活動指導員」の導入にあたっては、報酬や引率時の旅費等、財源の確保が大きな課題であり、国においても、予算措置について導入当初のみではなく、継続的に措置して頂きたい。</p> <p>また、国が部活動指導員を学校職員として位置付ける想定をしているため、本市では、原則として、教員免許を保有している者、または教員経験がある者が望ましいと考えている。1校あたり3人程度の配置とすると、本市では約200人が必要となり、一定の責任を持たせることができる人材の確保も課題である。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【大阪市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 大阪市 ）</p> <p>【運動部活動の適切な運営に向けて】</p> <p>(1) 活動時間や休養日の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の活動においては効率的な練習方法や練習時間の工夫に努め、練習の量だけでなく質に重点をおくこと。 ・ 練習試合等土曜日・日曜日に活動する必要がある場合は、月曜日の活動を休止する等、休養日の確保に努め、過重な活動とならないよう留意すること。 <p style="text-align: center;">（大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～より）</p> <p>○平成30年3月文部科学省から示されるガイドラインをもとに改定予定。</p> <p>(2) 顧問の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の個性を理解し、その生徒が主体的な判断のもと、自主的・自発的に活動できるよう指導することが重要である。生徒の参加が強制にあたることのないようにするとともに、生徒の人格を尊重し、能力や適性、興味・関心に対応した柔軟な部活動の運営に努めること。 ・ 短期的な結果を追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見据えた部活動指導を行うこと。 ・ 科学的根拠に基づいた合理的な指導により生徒の可能性を引き出すとともに、健康・安全・スポーツ障がい等に留意した活動を行うこと。 <p style="text-align: center;">（大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～より）</p> <p>○平成30年3月文部科学省から示されるガイドラインをもとに改定予定。</p> <p>(3) 部活動指導員の活用等、教育委員会や学校（長）における方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部指導者の派遣 ・ 運動部活動指導者技術講習会等の充実 ・ 部活動における合同練習会等の充実 <p style="text-align: center;">（・部活動指導員については、平成30年度からの導入に向け、準備中）</p> <p>(4) 学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>(5) その他運動部活動の運営に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間勤務との関連 ・ 担当部活動の指導経験がない顧問教員への対応 	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【堺市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 堺市 ）</p> <p>ノークラブデーの実施 部活動を行わない日を、原則として平日は週1日以上、休祝日は月2日以上（大会やコンクール等により、休祝日に活動した場合は、平日に代替日を設定）、学校または部活動毎に設定する「ノークラブデー」の推進に取り組んでいる。定着に向け、各校での実施状況を調査し、周知に努めている。</p> <p>部活動指導員 部活動指導員の職務内容や勤務条件等について検討しており、平成30年度から導入できるよう、予算要求を予定している。 週休日等に指導員のみで指導が可能となるよう、顧問と指導員の役割分担やそれぞれの責任を明確にする必要がある。</p> <p>教職員の人的配置 週休日等に活動を行うことで振替え日や代休日を取得する場合、他の教員が代わりに授業を行うことになるが、どの教員も担当授業時間数が多く、空き時間には授業以外の業務が山積しているなど、振替え日や代休日を取得しにくい現場の状況がある。 人的配置により、振替え日や代休日を取得しやすい職場環境をつくる必要がある。</p> <p>教職員による部活動指導の服務上の取り扱い 部活動指導には、活動の時間帯や生徒引率の有無など様々なケースがあるが、以下にあげる場合を例として、どのような場合を「公務」として取り扱うのかを再検討し、旅費の支給や公務災害の適用、週休日等の振替を明確に定めていく必要がある。 ・生徒の引率指導を伴うかどうか（教職員のみが運営員として参加する場合もある）。 ・活動の時間帯はどうか（平日の勤務時間内・外、週休日、休日）。 ・大会の規模はどのレベルか（市・府・近畿・全国など）。 ・大会主催者はどんな団体であるか（中体連、協会、連盟など）。</p>	

その他運動部活動の運営に関する課題

現在、1校では規定人数に達しない種目の部活動では、大会等に出場できない。
複数校による合同チームでの大会出場制度等の検討が必要である。

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【神戸市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（神戸市）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 休養日の設定について <p>休日の部活動においては、週1回は休養日にあて、公式戦参加のため休めなかった場合でも、必ず平日に休養日を設定することとしている。 （H14年～教育委員会・校長会・中体連申し合わせ）</p> 2. 顧問の在り方と外部指導員の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの学校では、校長が全教員を部活動の顧問として委嘱し、それぞれの部活動にできる限り複数の顧問を配置し、安全で充実した活動となるよう努めている。 ・主に専門的な知識や指導経験のない顧問教員の技術指導の補助を職務とした外部指導員（週1～3回）を全校に2～3名配置し、部活動の休廃部を抑え、生徒のニーズに対応している。（H10年～） ・今年度より部活動の安全見守りの職務を中心とする外部支援員（週4回）を全校に1名配置し、放課後の校務や授業準備、会議等で顧問教員が指導できない場合でも、どの部活動においても単独で活動を可能とし、教員の負担軽減を図っている。 ・支援員の制度導入にあたり、予算規模が32,000千円から46,000千円規模に膨らみ、今後の予算確保が課題となる。 3. 学校体育大会の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・体育連盟以外にも競技団体等主催の多くの大会が混在している。公式戦の定義づけを明確にすると共に、1年間に参加する大会の数を整理するなど、生徒の健康や教員の負担を考慮した参加の仕方を今後検討していく予定である。 4. 運営に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・教員が顧問として活動するメリットは大いにあるが、個々の状況には差があり、顧問の職務を一様に課することが困難になっている。国が定義する「部活動指導員」の導入については、制度内容の整理が必要と考えており、今後、国からも以下の支援を期待したい。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導員の職務に見合った報酬基準の提示及び継続した予算措置 ○ 指導員の共通研修の開催または研修資料（マニュアル）の作成 ○ 中体連や高体連、競技団体主催の大会において、指導員が引率や監督ができる業務の拡大など規定の見直し ○ 先行実施校（モデル校）の紹介 	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【岡山市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 岡山市 ）</p> <p>活動時間や休養日 岡山市では「週当たり1日以上の休養日を設けること。なお、土曜日又は日曜日のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること」としている。</p> <p>（課題）生徒数が多く、運動場や体育館が狭い学校では、日割、時間割で部活動を実施している。休養日が2日以上になると、1週間の活動時間が確保できないこともある。</p> <p>部活動指導員における方策 平成30年度予算に向けて、部活動指導員導入について検討している。</p> <p>（課題）現在、外部指導者制度で108人の登録がある。その内、非常勤職員は32名である。108人すべての方を特別職の非常勤職員に制度を変えたなら、全ての方がそれを望むか、土日のみの指導で、部活動指導員に登録したいかなどの課題がある。</p> <p>運動部活動の運営 （課題）部活動指導員として現状程度の人数が確保できるか顧問の在り方などが課題である。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【広島市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 広島市 ）</p> <p>1. 活動時間や休養日の設定 学校教育活動で行われる部活動は、生徒の発育・発達及び健康に十分留意して行うとともに、その活動における活動時間や休養日については適切に設定することが必要である。</p> <p>2. 顧問の在り方 運動部活動はこれまで生徒のニーズに応じて、顧問教員の指導により行われてきた。一方で、部活動が教員の超過勤務の一つの要因となっている。こうした状況を踏まえ、教員の働き方改革と絡め、一定のご示唆をいただきたい。</p> <p>3. 部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策 本年4月1日の学校教育法施行規則の改正により、教員に代わって部活動の大会も引率できる「部活動指導員」の制度化が打ち出された。本市教育委員会としても、国や他都市の動向も踏まえながらその導入を検討していきたいと考えているが、部活動指導員の配置基準や勤務形態等、検討が必要な事項は多い。今後、そういったことについてご示唆をいただきたい。</p> <p>4. 学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方 特になし</p> <p>5. その他運動部活動の運営に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツ少年団と学校部活動との関連が複雑になっていることが指摘されている。（社会体育の指導者が学校部活動の指導者にさまざまな注文をしてくるなど） ・教員の大量退職により、部活動の指導経験のない若手の教員が多く採用されている。 	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【北九州市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 北九州市 ）</p> <p><u>休養日の設定について</u></p> <p>中学校の部活動は、生徒の健康維持やスポーツ傷害の予防等のため、適切な休養日を設定する必要がある。生徒の家族と過ごす時間の確保、教員の負担軽減・ワークライフバランスの推進といった観点からは、土・日曜日に設定することが重要であると認識している。</p> <p>そのため、本市においては、土・日曜日のいずれか一方は休養日とすることを原則としているところである。（下記参照）</p> <p>一方、大会及びコンクール等の日程によっては、土・日曜日に休養日を設定することが困難な状況があり、中学校体育連盟などの関係団体と連携しながら学校が休養日を設定しやすい環境を整えていく必要がある。</p> <p>こうした課題を踏まえ「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においては、土・日曜日の休養日の設定についてご検討いただきたい。</p> <p><参考></p> <p>北九州市における部活動の休養日の設定について（方針）</p> <p>（１）土・日曜日のいずれか一方を休養日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成２９年度から２年間は、月に最低２週以上、土・日曜日のいずれか一方を休養日とする。 ○ 平成３１年度からは毎週、土・日曜日のいずれか一方を休養日とする。 ○ 中学校体育連盟・中学校文化連盟やスポーツ・文化団体が主催する大会及びコンクール等に出場する場合で、日程上、やむを得ない場合を除く。但し、各学校は、上記の休養日が確保できるように、可能な限り出場する大会等を精選する。 <p>（２）大会等のやむを得ない事情により、土・日曜日に休養日を設定できない場合には、平日に必ず休養日を設定する。</p> <p>（３）学力向上の取組の１つとして教員研修等を実施するため、毎月第３水曜日を全市一斉の休養日とする。</p>	

スポーツ庁からの問い合わせに対する各市の状況・意見【福岡市】

<p>テーマ</p>	<p>【運動部活動に関する意見照会】 運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定、顧問の在り方、部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策、学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方、その他運動部活動の運営に関する課題 など</p>
<p>回答（ 福岡市 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員については、導入に向けて検討している。 ・活動時間や休養日の設定については、平成 28 年 3 月に通知した「部活動に関するガイドライン」の中で、 <ul style="list-style-type: none"> ①学校行事や部活動の試合日程に応じて、週 1 日以上完全休養日を設定すること、 ②土、日、祝日等に活動した場合は、他の曜日を休養日にするなどの配慮を行うこと、とした。 ・運動部活動の運営に関する課題などについては、高校・中学校ともに部活動意見交換会のなかで現場の意見を聞きながら、検討していく。 	

平成29年11月10日

スポーツ庁政策課
学校体育室長 塩川 達大 様

全国都市教育長協議会
会長 馬場 豊子



部活動に関する意見照会について

1 活動時間や休養日の設定について

<現状>

- ・ 部活動の現状としては、中学校では多くの生徒が部活動に加入し、平日2時間程度、土日に3～4時間程度活動している。
- ・ 部活動の休養日については、多くの自治体が週1回から週2回設定しており、土日どちらかを休養日にする傾向である。
- ・ 部活動の適切な運営については、共通理解と指導の徹底を図るために、全市的に組織化し、部活動の手引書やガイドランなどを作成している。
- ・ 各部活動休養日の計画・実施について、事前に学校長に提出し、適切な運営を図っている。

<課題>

- ・ 休養日は設けているが、事務処理や生徒指導、教材準備の職務がある教職員にとってゆとりの時間になっていない。
- ・ 勝利至上主義、選手養成に過度に傾き、子どもの健康や成長を考えず、長時間実施することが問題である。
- ・ 部活動休養日の効果等について、国、県から競技団体、保護者等に周知徹底を図る必要がある。

2 顧問の在り方について

<現状>

- ・ 部活動を教育活動の一環として考え、多くの教職員が顧問として携わっている。
- ・ 教職員が経験のない競技を任せられたりすることから、負担軽減を図る制度として市や中学校体育連盟の制度等を活用し、外部指導者を顧問として登録して活動している。

<課題>

- ・ 教職員の年齢構成や人的配置の問題から、競技経験がない教師が顧問をせざるを得ないため、部活動の意欲も二極化傾向にある。
- ・ 短時間で効率的練習や適切な休養日の設定を重視するなど、顧問の意識改革をさらに図る必要がある。
- ・ 顧問を学校外に一任することなく、学校と外部指導者が学校経営方針や生徒指導について共通理解を図りながら部活動の指導をする必要がある。

3 部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策について

<現状>

- ・ 部活動指導員の報酬を予算化し、身分を非常勤特別職員などに位置づけ、各学校に配置している。

- ・ 顧問が経験したことのない競技や文化系の部活動を指導するために、運動部活動支援員派遣事業として各学校に派遣している。
- ・ 部活動の指導体制を見直し、スポーツや芸術文化に参加できるよう社会教育へ移行を進めている。

<課題>

- ・ 市の外部指導派遣事業で現在部活動指導員を派遣しているが、人材の確保が難しい。
- ・ 部活動指導員の指導力を高めるために、審判員制度や指導ライセンスなどの研修の充実を図る必要がある。
- ・ 今年度、国から示された部活動指導員の活用には至っておらず、国による部活動指導員の予算措置の充実をお願いしたい。

4 学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方について

<現状>

- ・ 多くの自治体が中学校体育連盟と共催で市総体、新人大会を中心に実施している。
- ・ 県大会、九州大会などの対外試合等の運動競技基準を定めているが、協会主催大会など規模の拡大と開催地域の広域化の傾向にあり、基準を超えているのが現状である。

<課題>

- ・ 中体連等にかかる大会の精選が必要である。夏季休業日に県大会や全国大会が続くので、大会を精選することで、教職員の負担軽減につながると考える。
- ・ 中学校で精神的に燃え尽きたり、スポーツ障害を負うことなく、高等学校や大学になってからの活躍に繋ぐといった考え方を浸透させる必要がある。

5 その他運動部活動の運営に関する課題について

<部活動運営全般に関する課題>

- ・ 子ども達が緊張した学校生活にゆとりを持ち、自分を伸ばしたいスポーツ技術を支援していく日本型の部活動を再構築することが喫緊の課題である。
- ・ 教職員の多忙化解消を図るために市町村でガイドラインや施策を進める上で、国における財政的措置が必要であると考えます。
- ・ 少子化に伴う部員数の減少により、活動を維持することが難しくなっており、今後は市町村単位の活動や競技団体からの支援体制が必要になる。
- ・ 自治体と企業等が協働するなどし、社会体育へ移行したり、総合型スポーツクラブへ見直したりする時期にある。

<子どもに関する課題>

- ・ 競技成績により、生徒の進学に影響がでることもある。
- ・ 部活動の行き過ぎた指導や先輩後輩の過度な上下関係などが、いじめの一因になっているという指摘もある。
- ・ 夏場の暑さ対策も部活動の大きな課題である。

<保護者に関する課題>

- ・ 一部の保護者に勝利至上主義への偏りがあるので、保護者の意識改革が必要である。
- ・ 活動が広域化しており、子どもの輸送のために保護者の負担も重くなっている。

<教職員に関する課題>

- ・ 部活動指導を時間外に職務として命ずることができない状況を解決する必要がある。
- ・ 休日の部活動指導に関する手当の改善を検討してほしい。

運動部活動の適正な運営の在り方について

平成29年11月10日

中核市教育長 会長
会長 早川 三根夫



意見書

- 1 学校教育活動の一環として行われる部活動は、学級や学年を離れ、興味関心をもつ同好の生徒たちと自主的、自発的に活動を組織し展開することにより、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や顧問教師とのふれあいの場として大きな意義を有する。同時に、より高い技能や記録に挑戦するなかで、運動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を送る礎となっている。
- 2 現在、運動部活動の指導に従事する教員の多忙化解消策の方向性として、ノ一部活動デーなどによる「運動部活動の縮小」が言われているが、1で述べたようなこれまで運動部活動が果たしてきた意義を参酌しつつ、以下、①「指導教員の代替となる者の確保」、②「運営主体の転換」について述べる。
- 3 ①「指導教員の代替となる者の確保」については、既に学校教育法施行規則が改正され、部活動指導員が制度化されたところであるが、実際に指導員の確保に困難を覚える団体も想定され、今後、学校・教育委員会側及び生徒側に、民間事業者の積極的な活用を含め、様々な代替の選択肢が示されることが必要と考える。
- 4 ②「運営主体の転換」(運動部活動の地域化)としては、運動部活動を学校の教員によって運営するのではなく、例えば、地域クラブと一体化するなど、地域による運営に転換することが考えられる。現在、各地で、資金等運営面で困難に面する総合型地域スポーツクラブがあるとのことであるが、今後、同クラブの核を運動部活動とするなど、地域の実情に応じた、同クラブと運動部活動の課題を併せて解決できるモデルを示し、施策を進めてはどうか。指導者については、「指導教員の代替となる者の確保」で述べたもののほか、教員OBで運動部活動の経験ある者、当該運動部活動の生徒OBなど、多様な者が参画できる仕組みが望ましい。
- 5 なお、以上の実施に当たっては、財源の確保が不可欠であり、併せて保護者の運動部活動のあり方に対する認識を改めていただくための関係者の努力が必要である。また、①「指導教員の代替となる者の確保」及び②「運営主体の転換」のいずれによっても、教員が自ら運動部活動の指導に携わりたいという意欲を持つ場合、多忙化解消の趣旨に反しない限りで、そうした教員を排除しない配慮も必要と考える。

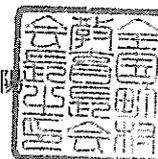
意見書

平成29年10月27日

スポーツ庁政策課学校体育室長 様

全国町村教育長会

会長 柏谷 弘



発表者 全国町村教育長会 副会長

みやき町教育委員会 教育長 大坪 春美

運動部活動の在り方について、次のとおり意見を申し上げます。

1 部活動の活動時間及び休養日の設定について

- ・ 現在、佐賀県内の県市町立中学校では、1週あたり土曜日もしくは日曜日の休養日の設定を推奨しており、概ね実施できている。各種大会の実施に伴い土曜日もしくは日曜日のいずれかに休養日を設定できない場合は平日に休養日を設けている。
- ・ 佐賀県教育委員会の調整により、本年度途中より毎月第3日曜日をすべての部活動において休養日とし「家庭教育の日」として位置づけている。
- ・ 学習指導要領に示される部活動の位置づけ、生徒および顧問の休養を考えると、週1日以上休養日設定が適当である。

2 顧問の在り方について

- ・ 児童生徒数および学級数の減少に伴い、各学校の既に設置している部活動数の維持が困難になっているが、保護者や地域のニーズは多様化傾向にある。結果、必要な顧問の人数が不足している。
- ・ 学校教育の一環としての部活動の位置づけであるため、教員が顧問を担うことが望ましい。
- ・ 競技の専門性を顧問が担保できない場合に、社会体育に所属させる事例も多くみられる。
- ・ 競技の専門性が高い教員が社会体育等の指導者を行うようになれば、教育効果を求める部活動と競技力向上を図る社会体育との棲み分けが可能になることも考えられる。

3 部活動指導員の活用における課題

- ・ 外部指導員に業務を委ねる割合が高くなると部活動本来の位置づけから離れる可能性がある。外部指導員単独での顧問従事より、教員との複数顧問体制が望ましい。
- ・ 土日祝以外の平日に指導できる外部指導員の確保について、自治体の状況により大きく異なることが考えられる。財政状況や地域人材数の差による地域間格差が生まれることが懸念される。国による補助の拡充を前提に、事業を展開していただきたい。

4 中体連総体および各種競技団体の大会について

- ・ 現在の中体連総体および各種競技団体による大会は、部活動との密接な関係性がある。部活動において過度に競技力向上を目指すことは、教員の負担増に繋がる。競技力向上を社会体育等に位置づけることも考えていただきたい。

平成 29 年 11 月 8 日

スポーツ庁政策課
学校体育室長 塩川 達大 様

全日本中学校長会
会長 直田 益明



部活動に関する意見

全日本中学校長会として、部活動に関する意見をまとめましたので、下記の通り提出させていただきます。

記

1 中学校における部活動の在り方に関する基本的考え方

部活動は教育活動の一環として長く中学校教育に根付いており、我が国のスポーツや文化の土台構築のために重要な役割を果たしてきた。一方で、生徒への過重な負担を強いる原因となったり、体罰の温床となる等の問題点もあった。また、多くの教員は部活動の存在意義を理解し、やりがいをもって指導に携わってきた面もあるが、今日的には生徒・保護者の部活動へのニーズの多様化もあり、様々な課題が現れてきた。それらの課題を解決しながら部活動をより有意義な形で存続させていく必要があると考えている。

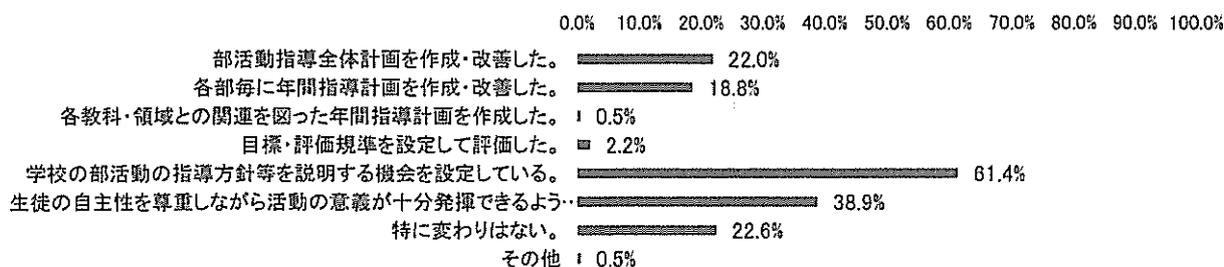
2 部活動の在り方の検討に関する調査について

全日本中学校長会では、学習指導要領において、スポーツや文化及び科学等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであると示されている部活動の課題や対応策について、前年度までの調査結果の経年変化などを踏まえ、調査・分析・情報提供を行っている。

以下は、平成 28 年度における調査結果である。

※ 学習指導要領総則に、部活動が学校教育の一部として明示されましたが、教育課程との関連について、次の項目からお選びください。【複数回答可】

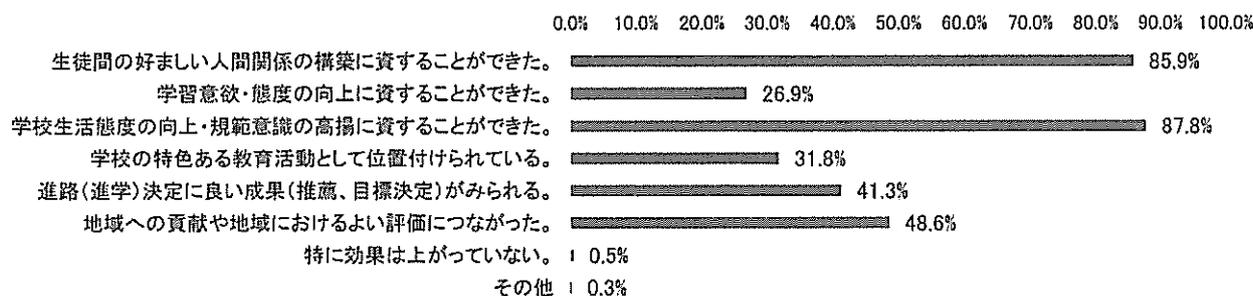
- | | |
|------------------------------|-------------------------------------|
| ア 部活動指導全体計画を作成・改善した。 | オ 学校の部活動の指導方針等を説明する機会を設定している。 |
| イ 各部毎に年間指導計画を作成・改善した。 | カ 生徒の自主性を尊重しながら活動の意義が十分発揮できるよう工夫した。 |
| ウ 各教科・領域との関連を図った年間指導計画を作成した。 | キ 特に変わりはない。 |
| エ 目標・評価規準を設定して評価した。 | ク その他 |



※ 部活動の学校生活における効果についてお聞きします。次の項目からお選びください。

【複数回答可】

- ア 生徒間の好ましい人間関係の構築に資することができた。 オ 進路(進学)決定に良い成果(推薦、目標決定)がみられる。
 イ 学習意欲・態度の向上に資することができた。 カ 地域への貢献や地域における良い評価につながった。
 ウ 学校生活態度の向上・規範意識の高揚に資することができた。 キ 特に効果は上がっていない。
 エ 学校の特色ある教育活動として位置付けられている。 ク その他



学習指導要領総則に部活動が学校教育の一部として明示されたことを受け、6割以上の学校で部活動の説明会を実施し、保護者に対する指導方針の周知を図っている。また、学習指導要領の趣旨を理解し、生徒の自主性を尊重しながら、活動の意義が十分発揮できるよう工夫している学校も多い。今年度、部活動の目標と評価規準を設定して評価した学校が、僅かながら増加したことは、部活動が学校教育の一部として明示された意義が浸透しつつあるものと考えられる。

また、部活動の教育的効果は多岐にわたり、非常に大きいと感じている学校が多いという結果も出ている。特に効果が上がっていないとする学校がほとんど無いというのが実態である。

3 ガイドライン策定を含めた、今後の部活動の在り方への意見

- ① 中学校における部活動の標準的な活動時間を改めて具体的に提示すること。
- ② 週のうちに必ず休養日を設けることにより、行き過ぎた活動を防止できること。
- ③ 教員だけでなく、保護者、地域、社会全体に対して、休養日設定の意義の周知及び取組の徹底を図ること。
- ④ 制度化された「部活指導員」を具体的に活用できるように、各自治体に対して、先進的な事例を紹介するなどして早急な開始を促すこと。
- ⑤ 「部活指導員」の人材登録・活用等の企画・運営システムの構築を図ること。
- ⑥ 顧問教員が勤務時間内に部活動を指導する時間を、授業の持ち時数にカウントする等の制度を整えること。
- ⑦ 顧問教員に対して、勤務時間外の部活動手当等の新設及び拡充を図ること。
- ⑧ ガイドラインの内容について、公立学校だけでなく、私立学校に対しても効力を発揮させるための方策をとること。
- ⑨ ガイドラインの効力を、法的な根拠をもって発揮できるための方策をとること。

以上

スポーツ庁政策課

学校体育室長 塩川 達大 様

全国高等学校長協会
会長 宮本 久也



意見書

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」作成に向けて、運動部活動に関する意見書を次のとおり提出いたします。

本協会では管理運営研究委員会において、毎年全国に向けて「学校の管理運営に関する現状と課題」としてアンケート調査を行っています。意見書ではこの調査項目にある部活動の指導に関する内容抜粋と、所属校における状況についてまとめています。

平成 29 年度 「学校の管理運営に関する現状と課題」から抜粋

3 部活動の指導について

ア 貴県では、週休日の部活動の指導について、教員の勤務の対応をどのようにしていますか。(複数回答可)

- a 年間を通じて平日に振替を行う…3(6%)
- b 長期休業期間に振替を行う…3(6%)
- c 特殊勤務手当を支給する…29(62%)
- d 週休日の変更と手当支給を併用…20(43%)
- e その他…1(2%)

【特殊勤務手当の支給が 29 県(62%)と 6 割を超えた。勤務の振替と手当支給の併用が残りのほとんどである。】

イ 貴県では、部活動の指導に関する教員の負担軽減をどのようにしていますか。(複数回答可)

- a 持ち授業時数や分掌などの配置に配慮している…2(4%)
- b 通年または長期休業中の日直などの業務を軽減している…0
- c 同窓会や PTA 等から特別な手当を支給している…1(2%)
- d 部活動の休養日を設けるなど、部活動の活動日を制限している…27(57%)
- e 部活動の活動時間を制限している…15(32%)
- f 外部指導員を活用して教員の負担を軽減している…25(53%)
- g 特に何もしていない…2(4%)
- h その他…7(15%)

【活動日の制限が 27 県(57%)と最も多かったが、外部指導員の活用も 25 県(53%)と多かった。】

スポーツ庁政策課

学校体育室長 塩川達大様

全国教育職員団体協議会
会長 吉川文彦



運動部活動に関する意見

1. 活動時間や休養日の設定について

- ① 活動時間については、季節による変動はあっても、1日2時間にするなど制限して活動するべきであり、無制限に長時間化することは好ましくない。顧問や生徒・保護者が強くなりたいたいという動機で、活動の制限を超えて長時間活動を行うこともあることから、都道府県等のレベルで一定の取り決めをすることが必要である。
- ② 休養日については、土日を含め、週1回程度の休養日が設定されつつある。休養日設定の趣旨からすれば平日1日、土日のいずれか1日を休養日にすべきである。

2. 運動部顧問の在り方について

- ① 長期間継続した部活動指導による、顧問と生徒の良好な人間関係の構築は、生徒のやる気を活性化させるだけでなく人間形成にも大きく貢献しており、生徒指導の重要な柱ともなっている。
- ② 生徒数と教職員数の減少、部の数の減少が進行している。複数校による合同部活動を強いられ、世代交代により専門的な知識や経験のない教員顧問の精神的な負担が大きくなっている。指導面や引率・送迎等の安全面を考慮して顧問を複数にしようとしても困難な現状である。
- ③ 顧問となる教員が不足し、複数部の顧問併任か廃部にするかしかなく、生徒・保護者の部活動維持の要望に十分応えられない状況になっている。保護者ニーズに応えるためには部活動指導員の増員が必要である。

3. 部活動指導員の活用等、学校(長)における方策について

- ① 部活動指導員の採用にあたっては、顧問・生徒・保護者との関係を良好に保持し、勝利至上主義に陥らず、生徒間トラブルの際、教育的配慮を踏まえた対応ができる人物であることが重要である。教育委員会が選考と研修を行い、配置については校長との協議や校長面接を経る必要がある。
- ② 部活動指導員は研修を経て、何らかの資格を持つ者とし、校長の監督のもと、教員顧問と円滑な連携ができるようにしたい。また、指導及び大会引率だけでなく、参加する際のメンバー選定、抽選会参加等の業務も可能としたい。
- ③ 指導員の処遇については、一定程度生活を維持できる報酬や待遇が必要であり、しっかりした予算措置を望みたい。そして、競技者が現役引退後に部活指導員として地域・学校に貢献することや、非常勤講師として教育活動等に携わりながら部活動指導員として活躍することが望ましい。

4. 学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）について（困っていることなども）

- ① 大会参加については、参加生徒の交通費、器具運搬費等金銭的な負担が生じており、勝ち進んで上部大会に参加すればさらに負担が増大する。市町村が予算措置をしている場合もあるが、ほとんどは保護者や管理職を通した寄付呼びかけによる地域の負担になっている。
- ② 大会引率等が大きな負担となっている。学校に部がなくとも地域クラブ・道場所属生徒が臨時に中体連登録をして試合に出場できるようにしている競技種目がある。この場合、教員の引率が求められ管理職が引率を行うケースが多くなっている。中規模の大会では、大会運営委員、審判等の負担を求められる場合もある。

部活指導員は勿論、保護者の引率も許容すべきである。

- ③ 中体連の大会を継続しつつ、改善を進めていくが、中体連と各種体育協会との関係・ルールの整理が必要である。中体連競技では指導員の引率が可能な場合もあるが、協会によっては必ず教員の引率を求められ、結局、休日に教員や管理職が引率することとなる。

教育委員会が中心となり、中体連主催の大会にクラブチーム所属の生徒が出場する場合、中体連に属する競技とそうでない競技、中体連に属する競技でも学校に部がない競技への引率等の関わり方の整理をすすめるべきである。

5. その他、運動部活動の運営に関する課題について

- ① 部活動にかかる費用の負担（学校負担・保護者負担）が多い部について、国として何らかの予算措置が必要である。施設や器具等も老朽化しており、市町村の予算では揃えられない。
- ② 中体連と関係なく教員の引率を求める競技連盟・協会がある。学校部活動と社会体育との連携が必要である。都道府県教育委員会も加わり、中体連と種目別の競技連盟（協会）を連携させる組織或いは協議の場を設け、地域クラブの活動も含めたルール・確認事項をつくり、各学校・指導者に徹底させることが必要である。
- ③ 特に小規模校での部の維持存続が悩ましい問題である。また、若い教員の部活動への意欲が低下し、専門性を備えた顧問の配置が難しくなっており、部活動顧問を集め、専門的な技術等を継続的に伝えていく研修体制が必要である。
- ④ 現状では学校の運動部を全て学校外の地域スポーツクラブに移行することはできないが、将来的には指導員の資格（ライセンス）制を確立し、学校施設も活用した地域スポーツクラブに発展・移行させることが望ましい。

1. 活動時間や休養日の設定について

【活動時間】

- 1 ○活動時間 1回の練習が2時間を越えないことを基本とする。
- 2 ○活動時間は、教育計画に沿って終了時間が決まっている。
日の入り時刻の関係で4パターン（午後5時～午後6時）を設定している。
- 3 ○活動時間は、4～10月16:30～19:00、11～3月16:30～18:00
- 4 ○夏時間や冬時間を設定して下校時の安全に配慮する。
- 5 ○大会（競技会）で勝ち抜きたい、強くなりたいという気持ちが顧問にも生徒にも保護者にもあると、練習時間や休養の約束事があっても、抜け道を探して練習時間を増やすという傾向にある。学校の部活動に参加する生徒達が同時に地域のクラブ活動にも属しているというような場合、その生徒達は所属名だけを変えて、長時間の練習を行うということが起きた。
- 6 ○勤務時間が無制限に長時間化するので、家庭生活との両立が難しく、家族に大きな負担をかけることもあり部活動の活動時間に制限を設ける。
- 7 ○チームプレイのクラブの顧問は、自チームを強くするために練習時間や練習日を多くとる傾向がある。国レベルでは無理だとしても、府レベルで府の各クラブの専門部で一定の取り決めをしてもらわないと、働き方改革が進まないように思う。
- 8 ○平日の部活動時間がすでに勤務時間外の労働になっていて、時間内に収めるためには部活動時間は30分～1時間である。
- 9 ○部活動は最終的に全国大会があるので、全国大会出場に向けた相当の練習量（部活動）を必要とし、活動時間が非常に長くなってしまう。全国大会をなくすと部活動の目標を失う。

【休養日の設定】

- 1 ○中学生の体力の範囲を考慮したうえで適正な練習時間、休養日の設定は必要である。ただし個人差があるのですべての生徒に一律のきまりを当てはめられない。生徒の体力、家庭の事情等を十分配慮し、対応することが顧問の教員に求められる。
- 2 ○部活動を主体的にやる気をもって指導している教員と、たまたま仕方なく顧問になった教員とを同列に議論するのは無理がある。
- 3 ○市として、クラブごとに週1回ノークラブデー。そのうち月に1回は休日に休養日を設定する。
- 4 ○最低限、土日も含む週1回程度は休養日に設定する必要あり
- 5 ○原則 週4日（平日は3日、週休日は土日のどちらか1日）
- 6 ○年間に部活動なしの日（休養日）を設ける。
- 7 ○ノー・クラブ・デーについては、学校全体で統一して決めるのではなく、競技の特性を重視して各部活に任せている。
- 8 ○外部指導員の活用を行っているが、クラブ運営や休みの取り方などは顧問に決定させる。
- 9 ○休養日は必要である。しかし、練習時間は競技の特性もあり、すべて同じにするのは難しい場合もある。
- 10 ○休養日等設定しているが多忙化の解消にはつながっていない。

2. 運動部顧問の在り方について

【部活と信頼関係・生徒指導上の役割】

- 1 ○部活動を通して3年間継続した指導、人間関係を構築していくことは、生徒のやる気の活性化を図れるなど教育上大きな効果がある。
- 2 ○部活動は生徒指導の重大な柱なので学校教育に必要な面もあり、部活で支えられている学校もある。
- 3 ○顧問をしたくて教員になった者も一定数いるので教員から部活を奪うのも問題
- 4 ○部活動は人間形成に大きく貢献している。そのため、未経験でも技術指導だけでなく、人間教育のできる顧問であってほしい。
- 5 ○生徒指導的な意義を重視し、部活指導に情熱をかける教諭も少なからずいるので、顧問教諭も地域クラブの指導に関わるルールをつくる。

【顧問不足の影響・活動の限界】

- 1○経験したことのない部活動の顧問になることには、顧問（指導者）として、かなりの精神的な負担となっている。（専門的な知識・技術等が必要となるため）
- 2○自分の専門や特技を生かせない部活動顧問の場合、生徒・保護者から過度な部活動への要望や苦情がでる。
- 3○専門性のない教員が顧問になった時の精神的な負担感が大きい。
- 4○顧問をしたくないのに学校事情で顧問をさせられている教員は救済すべき。
- 5○生徒指導と密接につながっているので、教職員の増員も考えてほしい。
- 6○養護教諭を除く教員全員が部活動顧問を担当するようにしている。
- 7○専門的な知識や技術のある顧問ばかりではないので、可能な限り諸事情対応のための複数顧問の配置や、教員間の話し合いで顧問を決定するなど、学校として指導の在り方を考えている。とりわけ、顧問の専門性が不足している。
- 8○試合等の引率は安全のため複数にしているが、土日も試合ごとに2名の引率教員を確保するのが困難。
- 9○小規模校でも、保護者からたくさんの種類のクラブの展開を希望される。運動部顧問はかけ持ちなしで2名以上の体制が望ましいので指導員を含め増員が必要だ。
- 10○地方の学校では、生徒数減少に伴い、各中学校ともに学級数が減少していることによって、教職員数も減少している。このことによって、部活動担当者（顧問）に就ける人員が減少し、担当者を配置できない部活がある。そのため、廃部あるいは、複数の中学校による「合同部活動」を余儀なくされているので、毎年、一緒に活動してくれる相手中学校探す苦労がある。生徒・保護者の要望に応えられない。
- 11○部活動に際しては、保護者が送迎するなど保護者負担が増している。
- 12○部活動の本来の目的について再確認し、保護者を含めて共通理解する必要がある。
- 13○部活指導があることで、小学校から中学校に異動しない（できない）教諭がいる。

3. 部活動指導員の活用等、学校（長）における方策について

【指導員の資質・能力、活用等】

- 1○中学校で行われる部活動は、教育活動の一環であり、外部指導者には、技術面の専門性による指導と並行して、生徒の人格を形成するという教育的側面を兼ね備える人材が求められる。
- 2○人材確保は人物を重視し、資質・能力の担保が課題となる。例えば、教育的配慮・顧問（教員）や保護者との関係・勝利至上主義にならないか・生徒理解や生徒間トラブル等の指導・対応ができる資質等々。
- 3○運動部については、外部指導者の場合、生徒の個人情報、けがや事故の際の責任の在り方等、現状では十分に整理されていないため、積極的に導入、活用することに慎重となる。
- 4○技術や専門性が必要な部活動に外部指導員を活用。
- 5○頼みたいとは思っているが、頼める指導員が見つからない。また、見つかっても、生徒の指導を託してよい人物がどうなのかとても心配である。それらも考慮して、人材バンク等をつくってほしいと思う。
- 6○子ども同士のトラブル等や生徒指導等が必要となることから、今回想定されている部活動指導員となり得る人材が十分確保できるかが課題である。
- 7○指導員の採用については、部活指導員が中学生の特性を理解し、生徒指導的な見地から技術指導ができるか顧問との関係が良好に保てるか観点で、教育委員会が選考と研修を行い、配置については校長会と教委との協議によって決定し、人材の発掘を学校任せにしない。
- 8○採用については、教育委員会の登録者とし、校長面接により必要な学校に配属されるようにする。
- 9○部活動指導員（外部人材）や技術指導者は研修等を経たライセンス（資格）を持つ者としてほしい。
- 10○サッカーやバスケットボールの審判は、協会の審判者講習で資格を取ったものしかできないので、部活指導員にも要求される
- 11○部活動指導員と教員の顧問との分担（責任や管理と指導の分離を含む）は重要な課題である。
- 12○競技経験や指導経験の無い競技の顧問をせざるを得ないので、顧問教諭は実技指導を行わないなどその活動に対しての専門知識等を要求されないよう顧問と指導員の権限を明確にしておく。
- 13○部活動指導員は、参加する大会のメンバー選定、抽選会、大会会場のためのグラウンドや体育館の割り当て等の業務も可能にして欲しい。
- 14○原則、教員は管理を中心とした顧問を基準としたい。
- 15○教員が足りない場合は、部活動指導員を外部顧問とすることができる。
- 16○専門性のある外部指導者を中学校に配置する場合は、外部指導者の身分を教職員に準じる立場とし校長の監督下に位置づけ、教職員との十分な連携を図る。

【指導員の処遇、待遇等】

- 1 ○部活動指導員には市より報酬が出ているが、回数に限りがあり、調整に苦慮している。
- 2 ○外部コーチの報酬費について、市教委の援助だけではならず、ボランティアとしてお願いしている。
- 3 ○いろいろな課題はあるが教員だけでなく、部活動指導員が中体連主催等を含む各種競技大会の際、引率することを可能にする。
- 4 ○練習場所の確保や指導者の育成や確保については財源を伴うことから、市町村単位で教育委員会(社会教育課・スポーツ振興課等)が主導し、関係者を集めた協議会を設置して知恵を絞るとともに、国に対して補助を求める。
- 5 ○部活動指導員には、しっかり、報酬(時給等)を予算化して支給する。
- 6 ○部活指導員の生活保障が必要。例えば、公務員として昼は中高年を対象とした体育・健康教室の指導をし、夕方は学校の部活指導員として派遣されるとか・。競技者として活躍した選手が、現役引退後、社会教育や部活指導員として地域に貢献してくれればありがたい。あるいは、非常勤講師として学校に勤務し、理科の実験助手、図書館事務、情報教育補助員等の校務を担当してもらいながら、部活指導員として活躍してもらうとか。
- 7 ○外部指導者の活用が議論され、導入している自治体もあるが、実施するなら制度を確立してからすべき。例えば、部活動は原則、学校教育とは切り離し、社会教育の分野とし、専門的な指導技術を有する登録された学校外の人材が当たることにする。ただし、教員も指導者になることができ、その場合はその学校の教員の立場ではなく、外部指導者と同じ立場で指導するようにし、別途、指導に係る手当を給するようにする等。

4. 学校体育大会(運動部活動として参加する競技大会)について(困っていることなども)

(注意：例えば都道府県の中学校総合体育大会など)

【費用・手当の課題】

- 1 ○大会参加生徒の交通費、器具運搬費等、金銭的な負担が生じている。強くなり勝ち進めば、試合への参加回数が増え、負担が大きくなる。
- 2 ○生徒の交通費の保護者負担の増加。
- 3 ○管理職員が引率することも多いので、管理職員にも、特殊業務(部活)手当をつけてほしい。

【大会引率等の課題】

- 1 ○生徒の進路(スポーツで高校進学する生徒)を考えて学校にクラブがなくても中体連登録をして試合に出場できるようにしている部活動がある。その場合、試合引率は教員が担うことになるが、手が足りず管理職が担わなければならないことが多い。また、教員に長期病欠等が発生しても代替教員がすぐに見つからない現状があり、その場合の部活指導や試合引率でも困ることが多い。
- 2 ○部活動顧問が転勤・体調不良等の場合、管理職(主に教頭)が顧問になり指導・引率をせざるを得ない。
- 3 ○生徒数の減少に対応して部活動の廃部が困難な現状があり、そのため、多くの部活動の引率を管理職が行っている。とりわけ、休日出勤がさらに多くなる。
- 4 ○拠点部活動の最大の問題点は、競技大会引率にある。
- 5 ○大会の運営に資格が必要な競技もあり、資格の保持者が少なく運営が難しくなっている。
- 6 ○中規模の地方大会では、運営委員・審判等の負担が大きい。
- 7 ○部活動の活動・大会引率等ができないから、その部活動を作れない学校にも関わらず、学校にない部活動の大会引率等を、その学校に求められる。
- 8 ○校内にない中体連主催の部活動の試合は、指導員や保護者の引率を認めるべき。
- 9 ○顧問が必ず引率しなければならないのが負担であり、保護者の引率も可能な制度にする。ましてや、学校にない部活動の大会参加の場合は、引率者は学校の依頼により保護者でも当然可能にするべきである。
- 10 ○休日に引率等で勤務しても、振替ができない実情があり顧問の負担になっている。
- 11 ○個人で教室・道場等(体操・水泳・剣道等)に参加・活動している生徒の大会参加の引率を求められる。
(例) 全国大会で3泊4日の校長もしくは教員の引率が学校に要求された。

【中体連大会(スポーツ)と他の大会(スポーツ)等の課題】

- 1 ○伝統ある中体連の大会を継続しながら改善を進めていく。
- 2 ○中体連と各種体育協会との関係の整理が必要。中体連では顧問の代わりに保護者の引率が可能だが、協会が関係しているため、結局管理職が引率する種目が多い。

- 3○「中学校体育連盟」主催の大会にクラブチーム所属の中学生が出場する場合、保護者またはクラブチームの指導者が引率することを認めることで、中学校教職員の負担は軽減される。
- 4○中体連・高体連の組織そのものの意義と目的を根本的に見直す。場合によっては、中体連・高体連による競技会はなくし、別の公的機関による「クラブチーム」を含めたスポーツ競技会を新設し、学校部活動は競技力向上の流れとは一線を画す。
- 5○運動部活動として参加する競技会は、市町村内の交流を中心としたものとする。
- 6○個人で活動している競技、(水泳・体操・剣道・柔道・トランポリン・バトン等)に学校がどうかかわるか、はっきりする必要がある。中体連に属する競技とそうでない競技、また中体連に属する競技でも、学校に部活がある競技とそうでない競技など。

5. その他、運動部活動の運営に関する課題について

【費用の課題】

- 1○部活にかかる費用の負担(学校負担・保護者負担)が多いクラブについて、何らかの予算手立てがあればと思う。
- 2○施設や器具等の備品が老朽化しており、市教委からの予算では揃えることができない。

【統合的なルールの必要性】

- 1○国・県として、「部活動指導員の活用マニュアル」(仮名)を策定し、その基本的な共通ルールに則って活用すべきである。各学校でバラバラに活用していくようになると問題がおこる。
- 2○中体連と種目別の競技連盟とを連携させる組織を明確にし、地域クラブの活動も含めた決まり事をつくり指導者に徹底する。(学校部活動と社会体育との連携)

【部活動維持の課題について】

- 1○生徒数が減り、教員の数も年々少なくなっており顧問の数が足りなくなっている。その際、部活動の数を減らすしか対応できないが、どの部を廃部するか判断に困っている。
- 2○若い教員の部活動への意欲が低下し、小規模校の部活動運営が益々困難となっている。
- 3○専門性を備えた顧問の配置が難しい。
- 4○現在の中学校における運動部は、様々な課題を抱え、「絶滅危惧種」と言われる場合もあるが、運営がうまくいっている部活動では、教育的効果が非常に高い。また、指導方法を学び、審判等の資格も取得し、部活動をとおして自己実現できている教員にとっては、運動部顧問はやりがいであり、決してブラックではない。
- 5○保護者から高いレベルの指導技術等を要求してくるなど、顧問への無理な要求があり、精神的にきついところがある。保護者対策も重要課題である。
- 6○専門の顧問(教員)が不足しているので、学校の枠を越えた合同練習ができるシステムづくりが必要。
- 7○部活動指導者に専門的な技術を継続的に伝授する体制が必要。中学校の場合、すべての顧問が専門性を持っているわけではなく、生徒のニーズにこたえられていない場合が多い。せっかく将来性を期待できる能力を持った生徒がいても、その能力を開花させられない。国レベルでの強化を考えたとき、基礎となる中学時代にしっかりとトレーニングに出会うことは重要である。そのため、資格を有する指導者が定期的に同一種目の部活動顧問を集め、指導方法を提供する場を設けると、優秀な選手がいれば、学校種ごとに指導の方法が変わり選手が戸惑うということも少なくなり、継続的に指導を続けることができる。将来的にはナショナルチームへの参加につながる。

【学校の運動部活動の目的・意義・将来】

- 1○中体連とオリンピック関連協議や各種スポーツ協会との活動の区別を明確にする。
- 2○学校における部活動に競技力向上の意味合いを過度に持たせない。
- 3○生涯学習の基盤としての体育の授業、趣味・同好の集まりとしての部活動、競技力向上・スポーツ振興を目指す「少年スポーツクラブ」と性格分けを行う。
- 4○競技力を上げたい、その道を追求したい児童・生徒には「スポーツクラブ」等の機会を別に設ける。その運営は、企業の協力を得て、公的機関が行う。
- 5○部活動を学校管理下の活動から、地域の活動(社会体育活動)に移管する。
- 6○現状では、学校の運動部をすべて地域スポーツクラブに吸収はできないが、将来はライセンス(資格)制を確立し、学校の間を活用した地域スポーツクラブに移行すべきである。

スポーツ庁「運動部活動に関する意見照会について」に関する全日本教職員組合の意見

2017年11月10日

全日本教職員組合

中央執行委員長 中村尚文



1. 学校における部活動の位置づけについて

(1)子どもたちの自主性・自発性を前提とした教育課程外の文化・スポーツ活動として位置付けること。

- 部活動は、子どもたちの自主的・自発的活動としてその参加と活動が保障されるものであり、入・退部や活動への参加等の強要はあってはならない。
- また、教職員が部活動の顧問を担当することは、教育課程に位置付けられた職務ではなく、自主性が尊重されなければならない。

*2017年に告示された中学校学習指導要領では「生徒の自主的、自発的な参加によりおこなわれる部活動については、(中略)学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされている。高校でも同様の内容が示されている。小学校学習指導要領では「部活動」は位置付けられていない。

2. 運動部活動の現状と問題

(1)運動部活動は、子どもたちのスポーツ要求に根差したもので、人間的成長・発達にとって重要な意義を持っていること。

- 運動部活動は、子どもたちの興味・関心・個性にもとづいた自主的活動として、スポーツに関する知識・技能を身につけ、心身の健全な発達、民主主義的な人格・自治の力などを育むという重要な意義を持っている。
- 学年や学級の枠をこえた仲間とのふれあいや、自主的活動を通じて貴重な体験を重ね、大きく成長する場となっている。また、教職員が一人ひとりの生徒理解をすすめ、生徒との人間的なふれあいの場としても貴重な場となっている。
- 多くの子どもたちが部活動への期待をもって進学し、学校生活での「居場所」となっている。また、生涯スポーツの契機となることも多い。

(2)勝利至上主義による指導や過度な練習により、身体を故障したり人格形成にゆがみをもたらす問題があること。

- 勝つことのみを目的とした活動が行われることで、選手になれる子・なれない子というかたちで選別することにより、人間形成にとって重要な児童期・思春期・青年期の心のなかに極端な優越感や劣等感をつのらせ、連帯感や友情が育ちにくくなっている。また、指導者による体罰や人権を無視した管理的指導や「いじめ」、セクハラ問題等を起こす要因になっている。
- 長時間の過度な練習により、身体を故障し運動が継続できなくなったり、競技の楽しさ等を見失い燃え尽きてしまうケースが多く見られる。
- 部活動の本来の目的から逸脱し、子どもたちを管理・統制する手段となっているケースや非科学的な「根性論」が支配しているケースが見られる。また、顧問の特定の価値観を押しつける指導となっている場合も見られる。
- 授業に集中できない、家族との団らんの機会が減る、他の多様な文化・スポーツ活動に参加する

時間がないなど、学習と生活にしわ寄せをもたらし、全面的な発達を阻害している実態もある。

(3)部活動が教職員の長時間過密労働の大きな要因の一つであること。

- 平日の勤務時間外や休日（土曜・日曜・祝祭日）にも部活動指導が行われている。平日は早朝練習から夜遅くまで、休日や長期休業期間もほとんど出勤している実態もある。部活動顧問をしていることによる休日勤務は大きな負担となっている。
- 部活動時間は、技術指導のみならず、生徒指導・安全指導等で常に活動場所での対応を求められている。
- 公式大会・対外試合への引率・指導や審判・役員業務、部活動指導計画の立案、会計処理等と顧問の業務は多岐にわたり、大きな負担となっている。少人数の部活でも、その業務は同様である。
- ほとんどの中学校・高校で全員顧問制を実施しているなど、競技の専門的指導ができなくても事実上顧問を担当することが強要されている実態がある。
- そのため、授業準備や整理、自主的研究、あるいは休養や文化の享受など教職員としての活動にも大きな障害となっている。また、疲労が蓄積し健康を害し、家事・育児へのしわ寄せ、家族や親子の触れ合いも妨げられるなど人間らしい生活ができない。過労死に至るケースも見られる。
- とりわけ指導者（顧問）が専門知識や指導技術を持っていない場合は、教職員の大きな負担となっている。また、安全管理と事故防止について大きな課題がある。

(4)保護者の経済的負担が大きいこと。

- 多くの部活動で、公式大会や練習で使用する用具やユニフォーム、対外試合等に参加する際の交通費等は自己負担となっており、保護者に多額の負担が強いられている。
- 学校予算での部活動運営費のみでは運営ができないため、別途部活動費等が徴収されている。経済的な理由で希望していた部活動への入部をあきらめる生徒は少なくない。

(5)小学校運動部活動によって過度な活動が低年齢化し、問題がいつそう深刻化すること。

- 小学校学習指導要領に「部活動」は位置付けられていないが、自治体によっては教育課程に「部活動」を位置付け活動しているところもある。小学校段階での発達段階を考慮しない過度な活動が、中学校・高校以上に、心身の発達に深刻な影響を与えている場合が多い。
- 中学校・高校と比べ、子どもによる自主的な部活動運営は困難であり、よりいつそう教職員の負担は大きい。
- 「部活動」として位置づけられていない小学校でも、競技団体主催の競技大会や企業の「冠大会」等に小学校として参加し、児童・教職員への過度な負担となっている場合が見られる。

3. 問題の背景と原因

(1)学習指導要領での位置づけが不明瞭であり、教職員の自発的な活動に頼っていること。

- 部活動は、1977年中学校改訂学習指導要領において、「学習指導要領に示された教育課程の基準としての内容のクラブ活動には含まれない」とされ、また1989年中学校改訂学習指導要領では「部活動への参加をもってクラブ活動の一部または全部の履修に替えることができる」とされている。2008年中学校学習指導要領では「生徒の自主的、自発的な参加によりおこなわれる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされ、

教育課程上には明確に位置付けられていない。高校においても同様である。

- 部活動の教育課程上の位置づけと教職員の職務の位置づけはあいまいであり、教職員の自発的活動に依拠した教育活動として、職場における集団的民主的議論を経ずにそれぞれの顧問まかせにされてきたことが、現在表出している部活動の問題の根底にある。

(2) 部活動の実績が学校の評価や、教職員の評価となっていること。

- 高校入試の多様化・多元化や「特色化」づくりのもと、私立・公立高ともに部活動の実績が入試選抜の重要な基準等にされている。そうしたなかで「部活動さえやっていたらいい」などと考える生徒・保護者も多い。大学入試でも OA 入試・推薦入試の拡大などで同様の傾向が見られる。
- 部活動実績が学校の評価となっていることにつながっている。また、多くの自治体で教職員評価の基準項目に、部活動指導があげられている。部活動実績が教職員の評価につながっていることは多くの問題の要因となっている。

(3) 対外競技基準の緩和をおこなったこと

- 部活動の対外競技基準について、昭和 54 年文部事務次官通知により「中学校の対外運動競技の行われる範囲は、都道府県内を原則とする」としていたものを、平成 13 年文科事務次官通知では「都道府県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、(中略)それぞれ年間一回程度とする」とするなどの対外競技基準の緩和を行った。また、オリンピックや国体などでの好成績を第一の目的として、小学生・中学生の選手養成機関への参加や、中学生の国体や国際競技への参加を可能としてきた。対外競技参加基準が緩和されてきたことが、部活動の過度な活動の低年齢化の要因となっている。

(4) スポーツ・文化活動の要求に応える社会教育の施設・指導体制が極めて不十分であること

- 社会教育において子どもたちのスポーツ・文化活動の要求に応える取り組みは、多く場合民間に依拠しており、保護者の経済的負担や送迎などに関わる負担は極めて大きい。
- すべての子どもたちを対象にし、発達段階や身体状態等を踏まえた指導を行う条件が整備されていない。学校における運動部活動の問題の要因のひとつとなっている。

4. 長時間過密勤務を解消し、子どもの成長・発達を保障する運動部活動にするための提言

- (1) すべての部活動で、体罰・暴力をなくし、子どもの自主的自発的活動を保障し尊重すること。指導にあたっては子どもの声を十分きくこと。

- (2) 指導にあたっては、顧問の個人任せにせず、教職員での民主的集団的議論を経おこなうこと。

- (3) 活動休止日の設定や活動時間の制限など、子どもも教職員も休めるルールづくりを行うこと。活動時間は勤務時間内を原則とすること。少なくとも平日 1 日、土日のうち 1 日は活動を禁止すること。

- (4) 心身の過度な負担予防や科学的練習方法の導入など、医療分野・競技分野等の専門家による科学的知見を導入すること。

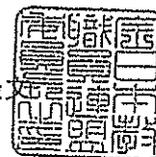
- (5) 高校及び大学等の入試合否判定に部活動実績や活動参加状況等を反映させないこと。

- (6)子どもの自主的自発的活動を支えるための部活動指導員の位置づけを明らかにすること。顧問・部活動指導員の勤務条件を確立すること。
- (7)全国中学校体育大会の見直しや全国的な競技大会・対外試合の見直しを行うこと。そのため、各競技団体・協会等に申し入れること。
- (8)すべての子どもたちのスポーツ活動要求に応える社会教育施設・指導者の配置等の環境整備を教育行政が責任を負っておこなう等、文化・スポーツ要求を権利として保障すること。
- (9)希望するすべてのこどもが参加できる部活動とするために、部活動に関わる経費の保護者負担を軽減すること。

以上

運動部活動の適切な運営の在り方について

全日本教職員連盟
委員長 郡司 隆



1 部活動の現状認識

これまで部活動は、生徒指導等において様々な成果を上げてきた。それ故、特に中学校における部活動は、教育課程外の活動であるにも関わらず、学校教育において重要な教育的意義をもち、生徒、保護者の意識の上でも学校生活の中で大きなウエイトを占めているのである。しかしながら、現在の部活動運営において教員が顧問という立場で部活動に関わり、部の運営、技術指導、生徒指導、健康安全管理、対外的な連絡調整等を行っている現状は、新学習指導要領で示されている「生徒の自主的・自発的な参加により行われる」という域を超えていると言わざるを得ない。また、その活動時間については、休日は言うに及ばず、平日においても勤務時間を越えた時間まで及んでおり、教員の働き方改革及び生徒の負担軽減の面から改善の必要があると考える。

2 練習時間・休養日の設定等

生徒の身体的な負担等を専門的な見地から十分検討した上で、ガイドラインに平日及び休日の活動日数、活動時間について明示し、厳守することを求めることが重要である。同時に、競技によっては大会数や日程が過密になっている現状を解消するため、適切な活動日となるよう各競技の協会との調整が必要である。

3 部活動指導員の活用に関する留意事項

子供を巡る教育諸課題がますます複雑化・多様化・困難化する中で、教員の業務は増大し、過労死ラインを越える長時間勤務が明らかになった。そのような状況の中で、学校教育法施行規則が改正され、中学校、高等学校等において部活動の指導、大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員が明確に規定されたことは評価できる。今後、長時間勤務の解消及び、子供と向き合う時間のために、部活動指導員の配置が促進されることを強く望む。

他方、当該部活動におけるより専門的な技術指導の担い手として、部活動指導員の配置が望まれている現状もある。これまでも、校内事情等により競技経験や顧問経験のない運動部活動を担当しなければならない状況はあったが、そのような場合でも教員は指導法を学び生徒の指導にあたってきた。しかし、このような要求が顕在化してきた背景には、部活動顧問の専門性や部活動運営に対する保護者等からのニーズの高まりと学校業務の増大による教員の多忙化があると考えるのが妥当であろう。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの学校教育の一環である。教員免許状を有することを必要としない部活動指導員に対して、一定の質を担保するための方策として事前及び定期的な研修が課されてはいるが、その内容や方法については不断の見直しが必要であろう。また、部活動指導員一人一人の資質を見極めるためには研修のみでは不可能である。その任免については、学校の意向が十分反映されたものとなることは勿論のこと、子供を指導するに足る人物であるかどうかを見極めなければならないと考える。

4 今後の運動部活動の運営の在り方

現在教員には、部活動指導手当が支給されている。しかし、その中には遠征等にかかる交通費や指導技能向上のための研修に係る費用、審判業務等に係る費用は含まれておらず、各教員の負担によるところが大きい。また、平日の指導については手当の支給対象外となっており、部活動指導手当の抜本的な改善が必要である。

少子化が進み、学校規模も縮小する中で、各学校において現状の部活動数を維持することが困難になってきている現状がある。部活動指導員による指導が定着してくれば、複数の学校にまたがり、部員数や部活動数を維持した活動の可能性が見えてくるのではないかと考える。

2017年11月9日

スポーツ庁「部活動指導ガイドライン作成検討会議」

座長 友添 秀則 様

日本教職員組合
中央執行委員長 泉 雄一郎



部活動ガイドライン作成検討にあたっての要望

部活動ガイドラインの検討にあたり、下記の点を要望します。

1. 部活動指導を行う「当事者」の思いや現状を十分踏まえること。

部活動指導に関わっては、「部活動が負担」と考える教員は、中学校 74.5%、高校 75.5%¹、「部活動指導は教員の本来業務だと思う」と考える教員は、小学校 29.5%、中学校 38.1%、高校 34.7%と約3割、「部活動指導を他職に移行すべき」と考える教員は小学校 65.4%、中学校 55.4%、高校 61.5%²となっています。

また、同調圧力が高い日本の教職員集団のなかでは、学校の慣習・慣行に異議を唱える意見は出しにくいという現状があり、「部活動指導は負担だけど、そんなことは職員室で言えない」という現状があります。そのような中であっても、「部活動顧問をする、しないの自由をも認めてほしい」という現場教職員の声も大きくなっています³。にもかかわらず、全員顧問制を採用する学校の割合は、1996年が57.0%⁴、2001年が66.3%⁵、2016年が87.5%⁶と増加傾向にあります。このように、教職員の思いとは違う形で、部活動指導に従事している教職員が多数います。

以上のような実態の改革をめざした、検討を強く求めます。

2. 中教審「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る審議との整合性をはかること

中教審では、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」が審議されています。教員の長時間労働の要因を見直すことで、教員一人一人が様々な経験を通じて自

¹ 連合総研「とりもどせ！教職員の『生活時間』」（2016年12月）

² 同上

³ Change.org「部活問題対策プロジェクト」による署名

⁴ 文部省「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査（1996年度）」

⁵ 文科省「運動部活動の実態に関する調査」（2001年度）」

⁶ スポーツ庁「全国体力、運動能力、運動習慣等調査（2016年度）」

らを研鑽できるようになり、更なる効果的な活動へとつなげていくことができるとともに、自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備することをめざして検討が行われています。世界的にみても、日本の教員の長時間労働、部活動指導時間は突出して長い⁷という実態（TALIS 調査）があること、休日を中心に部活動業務に従事する時間が大幅に増加⁸しています。

中教審審議との整合性をはかり、長時間労働の要因の一つである部活動指導時間の適正化をはかることを求めます。

3. 日教組が考える部活動指導の改革の方向性

- (1) 部活動に係る法的根拠、従来の関係通知、司法判断をふまえ、その位置づけについて検討すること。

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）では、教育職員には原則として時間外勤務を命ずることができないこと、命ずる場合であっても、「限定四項目」かつ、臨時または緊急のやむを得ない必要であるときに該当する業務に限るとされています。しかし、実態は、「管理職のお願い」として、全員に部活動顧問が命じられることが常態化しています。

公務災害上外を争った裁判では、勤務時間外に職務をせざるを得なかった場合、残業の命令がなかったとしても、残業を命令されたと認められた例もあります⁹。これは、「管理職のお願い」として部活動顧問を命じた場合、包括的職務命令として整理された司法判断の事例です。この事例を踏まえ、部活動指導を法的にどのように位置づけるかについても、検討することを求めます。

- (2) 部活動の教育的意義を踏まえつつ、教員が教育課程内の本来業務に専念できるよう見直しを進めること

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものです。スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等にもつながり、一定の教育的意義があります。

一方で、部活動は教育課程外の活動であり、教科教育・特別活動など教育課程内の活動とのつながり、バランスを十分勘案した活動であるべきです。しかし、現状では、TALIS 調査、文科省勤務実態調査でも明らかとなったように、教員の深刻な多忙化をもたらしています。法制度上、教育課程内の業務が本来的な業務

⁷ OECD 国際教員指導環境調査(TALIS2013)では、日本の中学校教員の仕事時間は週あたり53.9時間（調査参加国平均38.3時間）、課外時間は日本7.7時間（平均2.1時間）

⁸ 文部科学省勤務実態調査（2016年）では、10年前と比較して土日の部活動指導時間は1時間4分増加している。

⁹ 運動部顧問の過労死等の裁判（2012年10月26日、名古屋地裁）、最高裁判所第一小法廷上告棄却（2015年2月26日）

であり、また、教員自らもそのように捉えています¹⁰。それに専念できる勤務環境を整備することは教育行政の責務でありますし、管理職の組織マネジメントの基本です。

また、部活動指導は、教職員の長時間労働と教員本来の公務である授業の準備時間に多大な影響を与えています¹¹。学校現場では、主体的・対話的で、深い学びを実践するために、教職員に多様で、幅広い学びの機会が十分保障される必要があります。長時間にわたる部活動指導を適正化しなければ、教職員は多様で、幅広い学びの機会を持つことはできません。

新学習指導要領が本格実施される 2020 年度に向けて、部活動指導の改革を加速化する必要があります。大きな変革期をむかえているわが国の学校教育全体の充実をはかるといふ高い見識に立った検討をお願いします。

(3) 教職員の「善意」に依拠し、命・健康を脅かすような部活動指導は見直すこと

①教職員の「善意」に依拠した部活動指導体制の見直し

教育公務員特例法第 21 条に定めるように教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければなりません。その意味で、自発的な学びの機会を求め、それに対する一定程度の自己負担は許容されると考えます。しかし、未経験の部活動の顧問を命じられた教職員は、自己負担によりその部活動の指導方法を学んでいる実態があります。特に、審判業務にあたる必要があることから、自己負担でその資格を取りに行くという現状もあります。これらは、教職員の「善意」に依拠したものであり、教育公務員特例法 21 条が想定した研究と修養の範囲を超えていると考えます。このような現状の解消を求めます。

②休日の部活動指導を行うにあたっては、教職員の週休日の確保が必要

2007 年に脳出血で亡くなった工藤義男さんの事例では、公務災害認定の処分庁である地方公務員災害補償基金神奈川県支部は、基金本部との協議の上で、休日の部活動指導を 8 時間程度行うことは、とくに過重とは言えないという判断をしています。工藤義男さんの場合、休日の部活動指導を行っても、自発的行為であることから、処分庁（地方公務員災害補償基金）は、週休日は確保されていると認定しています。このような処分庁の判断は、所定勤務時間外の部活動指導は自発的行為であるという給特法の建前をもって行われたもので、実際に部活動指導に当たっている実態とはまったくかけ離れたものです。

ガイドラインでは、休日の部活動を行うのであれば、教職員の週休日の確保が前提であることを明記すべきです。

¹⁰ 連合総研「とりもどせ！教職員の『生活時間』」（2016 年 12 月）

¹¹ ベネッセ教育総合研究所「第 6 回学習指導基本調査 DATA BOOK（小学校・中学校版）」（2016 年）では、「教材準備の時間が十分とれない」と回答した中学校教員は 83.3%、高校教員は 70.2%

③「大会審判業務は公務にあたる」と明確化すること

地方公務員災害補償基金による公務災害認定の考え方では、中体連・高体連・高野連の大会への引率中に起こった事故などは、一般的に公務と認められる場合があります。しかし、引率中に行った審判業務は公務とは認めていません¹²。日教組は、「このような取扱いは、現場教職員の努力が認められておらず、現場実態と大きくかけ離れており、直ちに見直すべき。」として、再三にわたり地方公務員災害補償基金、及び文科省に改善を求めてきましたが、一向に変わっていません。

部活動の教育的意義から業務に従事する教職員が、公務災害認定にあたって不利益な取り扱いをされており、大会審判業務は、「公務にあたる」と明確化することを求めます。

(4) 子どもの健康・生活にも配慮した部活動指導となるよう見直すこと

① 子どもに部活動加入の義務付け、勝利至上主義の部活動指導は、学習指導要領の趣旨に則り、見直しを行うこと

中学校学習指導要領（総則）において、部活動とは、教育課程外の活動であり、子どもの自主的・自発的な活動であり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであると明記されています。また、生徒の発達段階を考慮して、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現をめざす、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すべきとされています。文科省通知¹³でも、運動部活動への参加が強制にわたることがないこととされています。

すべての教育関係者は、少なくとも学習指導要領や文科省通知に沿ったあり方へと改革する責務があります。特に、学校教育における部活動については、加入の義務付け¹⁴や「勝利至上主義」に偏っている部活動指導は改めるべきです。

② 子どもの生活に十分配慮した部活動指導とすること

子どもの権利条約第 31 条¹⁵には「休息及び余暇についての権利」が規定され

¹² 月刊災害補償（2003年3月号、地方公務員災害補償基金）

¹³ 中学校及び高等学校における運動部活動について（通知）（1998年10月1日）

¹⁴ 中学校部活動の指導・運営の現状と次期指導要領に向けた課題に対する教育社会学的研究（東京大学大学院教育学研究科紀要（中澤篤史他、2008年））

¹⁵ 子どもの権利条約第 31 条

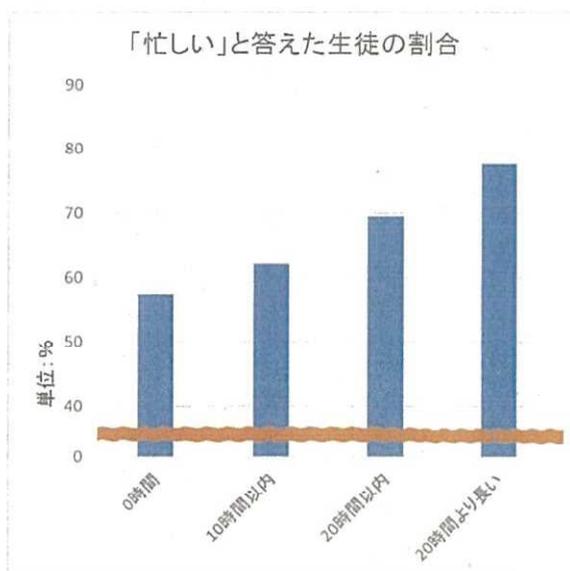
1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

ており、それを行使する主体は子どもです。しかしながら、過度な部活動が、子どもの生活に悪影響を与えている実態があります(グラフ1～6)。これは、子どもの権利条約 31 条に抵触する懸念があります。子どもの休息及び余暇の権利と学校外での多様な学びの場を保障する観点からも過熱化する部活動に歯止めかける必要があります。そして、部活動を休める日を適切に講ずる責任が各学校にあることが明記されるべきです。

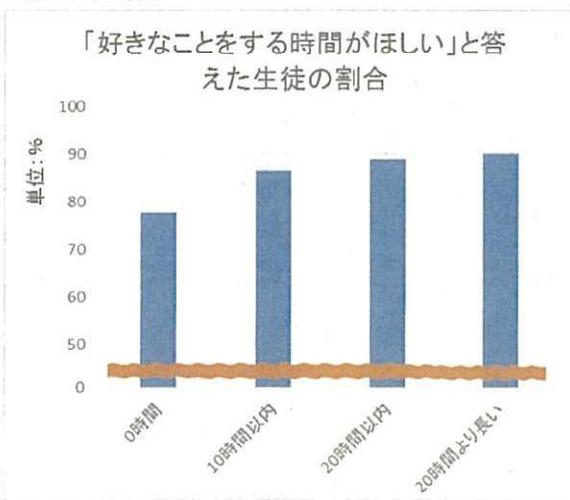
グラフ1～6は、名古屋大学教育研究会第3回勉強会での報告資料(ベネッセ総合教育研究所による放課後の生活時間調査(2013)をもとにした加藤一晃「長時間の部活動参加と中学生の心身」http://www.edu-nagoya.net/kato_171005.pdf)をもとに、日教組が作成した。

(グラフ1)

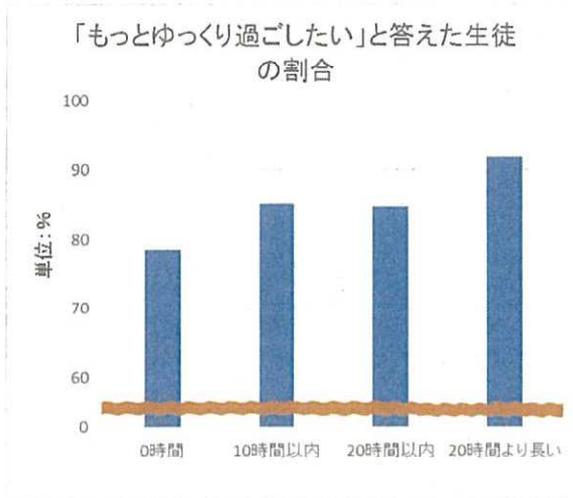


多くの子どもが、多忙感を感じている。参加時間が長時間になるほど、その傾向は強い。また、部活動以外の興味関心に費やす時間を求めていることも読み取ることができる。

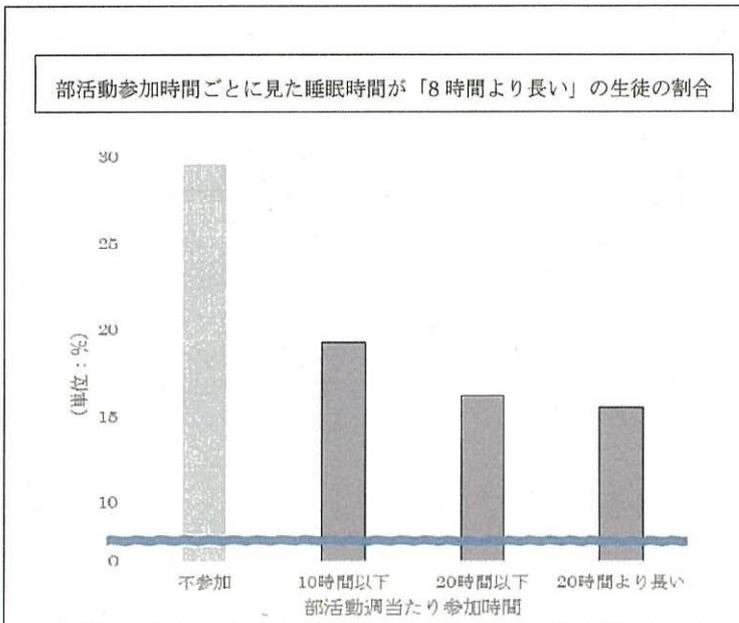
(グラフ2)



(グラフ3)

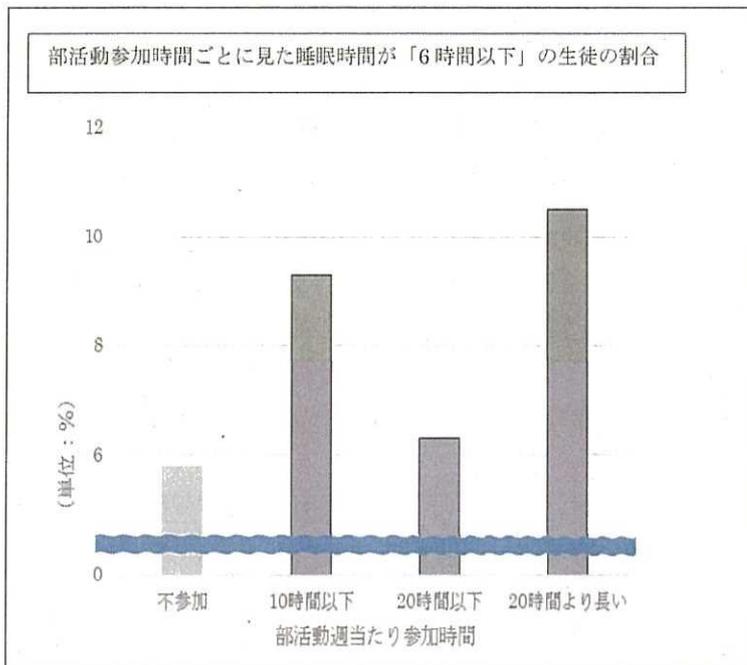


(グラフ4)

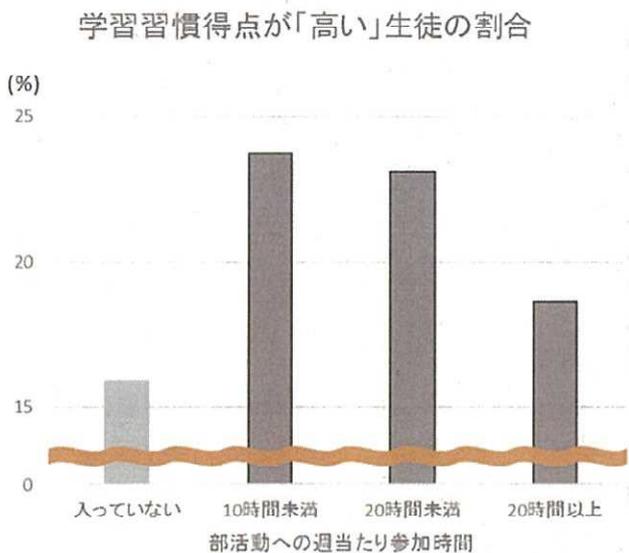


週に20時間以上部活動に参加している子どもについては、睡眠時間が6時間以下の子どもの最も多く、8時間より長い子どもが最も少ない。長時間部活動に参加する子どもは、睡眠時間が短い傾向にあるが読み取れる。厚生労働省は8時間以上の睡眠を推奨していることから、中学生の睡眠時間を確保する観点からも部活動時間に上限を設けるべきである。

(グラフ5)



(グラフ6)



長時間の部活動は学習習慣の定着に悪影響を与える。
学習習慣得点とは、「言われなくても勉強する」「定期テストはしっかり準備する」など三つの質問に対する「とてもあてはまる」「まったくあてはまらない」などの回答を点数化して「高」から「低」まで4段階にわけて比較したもの。

また、子どもの通学中の安全確保という観点から「部活動が終了し、下校する時間には日が暮れている」、「朝、暗いうちから自宅を出なければ朝練に間に合わない」という実態報告もあり、ガイドライン作成に当たっては、子どもの登下校

中の安全という観点から、このような実態の解消をはかるべきです。特に、小中学校の部活動終了時刻については、特段の配慮が必要です。

さらに、子どもの貧困により、部活動に関わる過度な金銭的負担が、子どもの進路にも影響を与えている事例（参考資料参照）があることを重く捉え、ガイドライン作成のなかで重要な視点として検討することを求めます。

(5) 部活動本来の教育的意義が将来にわたり実現される改革の方向性

① 将来的な部活動指導のあり方について

将来にわたり持続可能な教育の実現という観点から部活動指導のあり方について、抜本的な改革を検討すべきと考えます。日教組は、中教審「学校における働き方改革特別部会（第4回）」で事務局である文部科学省から示された方向性を支持します。

将来的には、地域で部活動に変わり得る質の高い活動機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、学校単位の取組から地域単位の取組にし、「学校以外が担うべき業務」として整理すべきと考えられるのではないかと。そのためには、地域のクラブ活動に所属しても大会に参加できるなど、関係団体と必要な調整を行うことが重要である。

② 当面する見直しの観点

○スポーツ医学的な見地、学校の正規の教育課程における授業時間数とのバランスを考慮に入れながら、部活動指導時間の総量を定めること。週に2日以上の休養日を設定すること。

学習指導要領で定める教育課程で定める中学校の標準授業時間数は1,015時間（「1時間」は50分⇒約846時間）です。教育課程外の活動である部活動時間が、授業時間数を上回るのは明らかにバランスを失っています。

○ガイドラインに実効性を持たせること

1997年、文部省は「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」を提示し、「中学校は週に2日以上の休養日」「高校は週に1日以上休養日」等を各学校に求めました。また、多くの教育委員会は、運動部活動の工夫・改善について改善策を講じているとしています¹⁶。しかし、通知通り休養日が週に2日以上ある中学校が過半数を超えているのは4県¹⁷しかありません。

¹⁶ 改善策を講じているのは、都道府県100%、政令市85.0%、市町村56.8%（16年7月28日、文科省「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果について（通知）」）

¹⁷ ブラック部活動・子どもと先生の苦しみに向き合う（内田良・東洋館出版、2017年7月）

各学校の設置者は、学習指導要領で定められた学校における部活動の目的を確実に達成できるよう、今回策定される部活動指導ガイドラインの徹底状況を公表し、説明責任を果たすことが必要です。

- 活動に係るすべての関係団体は、学校における部活動のあり方を定めた新学習指導要領総則に則り、大会運営等のあり方について主体的に見直しをはかること。
- 部活動指導員の確実な配置をすすめるため、国による財政上の措置、都道府県ごとの部活動指導員人材バンクを設けること。
- 部活動の外部指導者（下記の□囲み）からの声をふまえ、部活動指導員の服務、監督責任上の範囲などについてガイドラインに明記すること。

（学校コミュニティースクール推進に関わってきた経験をもつ部活動外部指導者からの聞きとりより）

- ・採用時に服務規程等の研修が必要だと考える。その理由として、部活動指導中に自分を監視する人がいないことに不安を感じる。どこまで厳しくしてよいのか、どのようなことはやってはいけないのかの明確化が必要である。結果を出すために厳しくしようと思えばできるし、結果を出せば出すほど欲が出てくる。実際に結果が出たときには自分もうれしかった。そのことで、のめり込む可能性があることは、否定できない。だからこそ、自分はそこにブレーキをかけるように心がけている。部活動が始まる前までの学校生活の中での人間関係等は顧問の教員に任せるようにしている。部活動指導において、外部指導員がどこまでかかわるのかの研修が必要である。
- ・外部の人間がどこまでかかわるかを含め、顧問がその競技という部活動を通して、子どもたちをどう育てたいかを共有すること、さらには、学校全体で部活動に対する価値観の共有をすることが必要である。

- 小学校の部活動指導の実態を早急に把握し、小学生の心身の育ちに応じた適切な部活動指導のガイドラインを設けること。

小学校学習指導要領には、部活動に関する記述はありません。地域や学校の事情により、小学校で部活動を行う場合のガイドラインが必要です。

参考資料

○部活動を続ける上での経済的な問題から就学をあきらめた事例（日教組第106回定期大会¹⁸代議員発言）

Aは山間部の小規模中学校から高校に入学した。運動部から声をかけられ受験し、入学後はその部に入部した。

高校入学にあたり、巨額の費用がかかる。制服（夏冬合）、体操服（夏冬）、体育館シューズ（内履き・外履き）、教科書、参考書など諸々の費用が必要となる。制服はちょうど変更の時期と重なり制服リサイクルはできないときであった。毎月の経費として、PTA会費、生徒会費、振興会費、学年費、修学旅行代金など、1万円を超えるものとなる。さらに、各種検定模試がほぼ義務付けられる。他にも各種授業で利用する機器の購入も必要となってくる。

その部に入部したものの、当然、ユニフォーム、シューズ、部の練習着などが必要である。強豪になればなるほど、一体感をつくるため多くのものを統一したものにすることになる。従来からも強豪部だったこともあり、熱心に練習と多くの練習試合が行われた。練習試合には学校所有のバスで移動することになるが、維持費も必要である。生徒会から部予算が支給され、公式大会の宿泊、旅費の補助はあるが、絶対的に不足している。多くの部では生徒から毎月部費を集め、強豪部ではさらに保護者会もつくり別途会費も集めている。

連休中や、夏季休業中には遠征や合宿がある。少なからず費用が必要となる。次第に保護者の負担が増大していき、家庭状況も厳しくなっていた。

アルバイトを望んでも、その学校は原則禁止であった。無許可で見つかった場合は謹慎処分となる。家庭の事情により届け出で許可されることもあったが、部活動があるためアルバイトをすることは現実不可能であった。また、その学校は部活動全員加入が原則であり、新しい部の入部が決まるまで退部できない決まりもあった。進路（就職、進学）で部活履歴に何も無いことは生徒に脅迫のような意味合いもあった。Aは徐々に部活動に参加しづらくなり、学校も休みがちになっていった。その後は、この高校をやめ定時制を受け直し合格した。ほとんど欠席もなく、成績優秀でアルバイトもはじめたとのことである。

部活動の教育的意義は否定しないが、部活動の全員加入、部活動を通しての生徒指導、さらに勝利至上主義に入った場合の弊害は大きいものである。

¹⁸ 2017年7月15～16日

2016・17年度静岡県教職員組合による「部活動の適正化」に関わる県教委要望時に出された現場の声

○県主導による部活動への外部人材バンクについて

私の勤務する中学校は、196人の生徒が在籍している小規模な学校です。現在、6つの部活動があり、生徒はそれぞれ熱心に活動にとりこんでいます。

部活動指導の課題として、「専門的な指導の継続」が挙げられます。私は、昨年度赴任し、柔道部の顧問を担当することになりました。私自身、柔道の経験が全くないため、技術面での指導はゼロからのスタートでした。ただ、当時の教頭が柔道の指導経験が豊富だったため、いろいろと教えてもらうことができ大変助かりました。

その教頭の存在がなかった場合を考えると、生徒や保護者からのプレッシャーを感じながら指導に当たらざるを得なかったことが予想されます。私が赴任する前までは、柔道の経験がある教員が顧問を務めていたこともあり、生徒は技能のさらなる習得を求めています。部活動指導には、専門的な技術指導ができる指導者の存在は大きいと感じました。

以上のことから、外部人材の活用は、未経験の競技指導を担当する教員、そしてその部に所属する生徒にとって、大変価値のある方策になりますので、積極的な活用を望みます。

しかし、優秀な外部人材を確保するためには、県主導による指導者登録制度が確立されることが必要だと考えます。これまでの外部指導者は、保護者や地域クラブの要望などによって、学校の裁量で登録されることがほとんどでした。そのため、「教育的指導」の意識に欠ける指導者が登録され、学校と外部指導者との意思疎通が十分に図られず、結果として生徒の成長につながらないケースもありました。そのことから、行政主導による登録制度を確立し、生徒の指導に当たることのできる適任者が、必要とされる学校に配置されることが求められ、同時に行政主導による外部人材の育成も求められます。

ただ、このことを市町に任されてしまうと、市町間での外部人材に較差が生じることが考えられます。人口規模が小さい市町の場合では、地域に在住する指導者の数も限られます。また、財政上十分な予算を組むことも難しいことが予想されます。したがって、外部人材の活用をすすめていくためには、県主導による人材バンクの開発が必要です。

今後、行われる部活動ガイドラインの策定に合わせ、ぜひ県主導による人材バンクの開発にとりくむことを強く要望します。

○週休日の部活動、外部人材の活用等に対する要望

OECDの調査によると、日本の中学校教員が授業とその準備などに費やす時間は諸外国の教員とほぼ変わらないものの、課外活動指導が7.7時間と、部活動に費やす時間が飛び抜けて長い状態です。

現在、私の勤務する学校でも、職務の中で部活指導に苦勞している職員が数多くおります。例えば、6・7月は学期末の成績処理などで本来やるべき事が多い時期ですが、3年生にとっては最後の大会を控えているため、勤務終了時刻の16:30を大きく越えた、部活動終了時刻の18:30まで活動することが日常化しています。また、様々な競技において、土日両日とも大会に当てられています。それ以外の時期においても、勤務時間内では日々の教材研究が十分できない中、校内分掌、学級経営上の様々な仕事をこなしきれない現状にもかかわらず、部活動に拘束される時間が長いために、部活動後に夜遅くまで学校に残らざるを得ない状況であり、本来ならば心身の休養に充てるべき時間を割いて仕事をしています。

また、自分が経験したことがない競技の部活動の顧問をすることも珍しいことではありませんが、保護者はさらに高い技術的な指導やよりよい結果を我々に求めることもあります。そのような要望に応えるために、指導書を買集めたり、自分の時間を割いて指導法を勉強したりしています。また、外部指導者を取り入れている部においても、学校教育と指導方針との折り合いをつけたり、日程の調整をしたりなど、生徒と外部指導者、保護者との間に立って、自分が中心となって活動を進める以上に、様々な負担を強いられている者がいます。

文部科学省とスポーツ庁は2016年の6月に部活動に休養日を設けるなどを柱とした報告書をまとめました。その内容は、部活動について、責任感や連帯感を高めるなど「教育的側面での意義が高い」と評価しつつ「行き過ぎた活動は教員、生徒ともにさまざまな弊害を生む」と指摘し、生徒の健全な成長を促す観点からも大胆な見直しが必要だとしています。これは、私たち教員にとって、多忙化を解消し、よりよい教育活動を行うために、重要な1歩だと考えます。

中学校教員が部活動を担当する現行の体制が続くならば、部活動に関する負担軽減を強く望みます。特に休養日の設定については、市町教委や学校の裁量に任せることなく、県教委の強い指導のもと、確実に週休日を確保できる体制づくりをお願いいたします。また、顧問と外部指導者がよりよい関係を結んで協力して部活動運営に関われる体制づくりを、さらに推し進めてくださるようお願いいたします。

○子どもの健康に配慮した部活動ガイドラインの策定

私からは、子どもの健康に配慮した部活動ガイドラインの策定について、地域・保護者の要望によって対応が変わることがないよう政令市を含めた県内統一のガイドラインとなるよう要請いたします。

中学校で行われている部活動は共通の種目や分野に興味・関心を持った子どもたちが学級や学年の枠をこえて集まり、自主的・自発的に行う活動であり、学校教育において極めて重要な役割を担っています。私たちは部活動を通して体力や技術を向上させるだけでなく、規範意識や社会性、自主性を高めることで豊かな人間性を育むとともに、部活動以外にも好影響を及ぼすような活動にしていきたいと考えています。

年間を通して様々な大会やコンクールがあり、生徒の目標を達成するために、また、力を発揮させるために、技能向上や体力強化を行うことも必要です。大会で優勝するために多くの練習試合を重ねたり、上達のためにたくさん練習をしてもらいたいといった生徒・保護者のニーズに応えようと週休日に長時間の練習をしたり、練習試合を計画したりしています。

しかし、部活動が過熱化する中で、身体的にも精神的にも疲労が蓄積し、バーンアウト（燃え尽き症候群）に陥るなど、部活動に対する意欲の維持、向上が難しくなっている生徒がいます。さらに、学校生活や学習にまで支障をきたしている生徒も出てきています。運動部に所属する生徒については、身体への過度な負担や疲れを十分にとらないままに運動を継続してしまうことでスポーツ障害を起こすなど、スポーツに対する将来の夢や目標が打ち砕かれる残念な事例も起こっています。

教職員の長時間労働や多忙の要因の一つとして部活動が挙げられており、市町独自のガイドラインの策定がすすんでいるところがあると聞いています。しかし、現状でも市町によってとりくみに差があるのに、市町ごとのガイドライン策定がすすめば、確実に差が出ます。私の勤務する町の教職員からは「休日に長時間にわたって指導を行う顧問は保護者から熱心な先生だという見方をされる」「適正な時間で指導を行っているにもかかわらず、保護者からはもっと練習や試合を増やしてほしい、物足りないと言われてしまう」といった声が数多く聞かれ、専門外の部活動を担当する教職員に至っては、保護者からの要望やクレームが多く、それらが精神的負担となって追い詰められることも決して少なくありません。

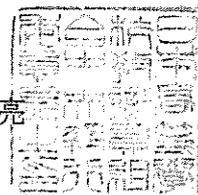
義務教育である中学校の部活動は、どの地区、どの学校へ行っても同じ基準で生徒がとりくめるようにすることが重要であると考えます。市町をこえた大会やコンクールがある以上、地域によってとりくみのずれがあることは不公平だという意識を生徒や保護者が持たないよう、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度などを総合的に考えられた、政令市を含めた県内統一の部活動ガイドラインの策定を宜しく願います。

2017年11月8日

スポーツ庁政策課
学校体育室長 塩川 達大様

5

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 齋藤 亮



「運動部活動に関する意見照会」に関する日高教意見

10 今回、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成されているところであるが、高校、中等教育学校、特別支援学校の教育に携わる者として、ご留意いただきたい点について下記のとおり申し述べたい。

記

15

①運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定

現状の活動内容を(縮小する方向で)整理しながら、活動時間の総量規制(月に活動できる日数や合計時間を設定し、その枠の中で活動する)をおこなうべきである。

20

○学校現場においては、休養日の設定(週1日)について、各県において通知がだされているが徹底されていない状況にある。そのため、休養日の徹底について再度通知等を発出するなど実効性があるものとする必要がある。また、活動時間(最終下校時刻)についても守られない状況にある。

25

○各種大会・交流合宿などにより、休養日を設定しても実行することが物理的に困難な事例が多く見受けられる。各種大会・交流合宿などの絞り込みを行いつつでないと、休養日等を設定しても実効性が伴わないことになると考える。

30 ○部活動の運営については教育者として勝利至上主義に陥らないよう明記すると共に保護者会対応などの圧力によって前述に拍車をかける傾向にあるため保護者会、OB会などの酒席の参加について自粛する旨の文言が必要である。(文言があれば保護者と生徒間のトラブルや不祥事の不安も軽減する。当然、他の役割で参加することを妨げるものではない)

35 学校現場の意見

- ・3号業務以外の部活動実施日について、振替休日や時間休取得ができず、まったく休めない。改善できないか。
- ・大会や練習試合の翌日は休養日やミーティング(反省会)とし活動は行わない取り組みをしている。

40

②顧問の在り方

5 教職員は希望する者だけが部活動顧問になるべきである。また、通常、部活動を持たない職員(養護教諭・学校事務職員・現業職員など)についても希望すれば部活動顧問になれるよう制度を整え、周知する必要がある。さらに、学校以外で働く公務員で部活動顧問になることを希望する者が、スムーズに部活動指導員を兼業できるよう制度の構築や周知を図られたい。

10 ○このままの状況で推移すると、部活動が「(あ) 専門的知識を持った顧問が指導する部活動」「(い) 専門的知識を持った部活動指導員が指導する部活動」「(う) 専門的知識を持たない顧問が指導する部活動」に3極化が懸念される。部活動指導員の配置を希望しながら配置が叶わない(う) のケースに対する対策(指導者がいない部活動は活動しないことや、部活動指導員配置のための十分な予算確保など) が必要である。

15 ○現在学校に勤務する「養護教員」「現業職員」「学校事務職員」等においても、部活動の顧問が可能であることを積極的に周知することを検討が必要である。それらの職種のなかには、部活動に関する専門的知識を持ち、事務職員だが部活動の指導を行っている職員もいる。(休日の指導手当は PTA 会計から支出していたようだ)。学校に勤務する教職員を活用することも検討する必要があるのではないかな。

20

○さらに、近隣の特別支援学校の教員、小中学校の教員も顧問として携わることができるような方策も検討すべきである。特に特別支援学校の教員のなかには、専門的知識を持ち、部活動指導に対して意欲がある人材も存在する。

25 学校現場の意見

- ・顧問を複数体制にし、顧問間で週末の練習のうち、必ず休める体制をつくるべき。
- ・連合チームが増加している小規模校では、顧問数が多いので、学校間での調整も必要である。

- ・専門性を重視する傾向ならば、部活動指導員の早急な育成を求める。

30 ・中学校と高校間の連携についても検討してほしい。

- ・生徒の自主的活動について強調し、安全管理上常に引率しなければならない負担を軽減させる

35

40

③部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策

教育委員会の方策

部活動指導員については、地域と連携し、部活動指導員の確保に努めるとともに、
5 実効性のある研修制度の創設や適切な任免制度、任期設定をする。

学校長の方策

活動時間や休養日が守られるよう、校内を巡視するなど実効性を持たせる方策が求
められる。また、校長のリーダーシップのもと、校内の部活動を再編し、部の数を減
らす必要がある。

教育委員会の方策

○部活動指導員に対する実効性ある研修制度を設けてもらいたい。例えば、部活動指導員
となるためには、1年に1度、研修を行う。研修内容としては、安全確保に関する観点、
競技指導に関する観点や学校教育に関する観点などが必要である。

○また、不適格な部活動指導員を解任する制度など任免制度をしっかりと規程した方がよ
い。部活動の外部指導者と生徒とのトラブルがあり、部活動経営が混乱した事例もある。

○任用については、必ず学校長と関連教職員との面接を行い任用を行うなど任用制度を設
ける。期間については、例えば原則1年として、1年ごとの更新とする。更新については、
あまり長期間指導すると「ドン」の様になり、次の顧問になる教職員や部活動指導員が携
わることが困難となることも懸念されることがあるため、上限を設けた方がよい。

学校(長)の方策

○地方においては特に、生徒数が減少し学校の規模が小さくなる現状がある。その場合、
複数の部活動顧問を兼務することになり、活動の安全性や持続可能性に問題が生じている。
学校規模にあった部活動数になるよう部の数を減らすような再編が必要である。また、校
長の取り組みを後押しするような取り組みが教育委員会に求められている。

○①に関わることであるが、部活動の適切な活動時間や休養日を実効あるものにするため
に学校長（副校長・教頭も含む）は校内を巡視し、部活動を環境づくりを率先して行なう
必要がある。

学校現場の意見

・学校長（副校長・教頭も含む）は試験期間中の部活動について、制限を作っているが、
顧問任せが多い。校内を巡視し、試験に向かう環境づくりを率先して行ってほしい。

④学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方

大会の規模や数については、学校現場でも大きく意見が分かれている問題である。現在の規模を維持する場合においても、部活動顧問引率の必要性について精査をする必要がある。（必ずしも部顧問の引率がすべての大会で必要なのか？）

また、高体連が主催しない大会でも、主として運営しているのは高校の部活動顧問であるケースが非常に多い。高校の部活動顧問の負担が看過できないほど加重になっており、改善が必要である。

- 10 ○高体連・国体関係（総体）、連盟（高野連等）主催以外の、協会主催の大会での教員の引率が非常に多い。教員の引率が絶対に必要な場合とそうでない大会（保護者のみでも引率可能）などの線引きが必要と考える。

○今後、少子化の進行により、競技団体によっては単独チームのチーム編成が困難となるものが増加することが予想される。各競技団体においても柔軟なチーム編成を認めるなどの対応が求められる。

学校現場の意見

・生徒の進学に影響するため、大会の数を減らすことは適切ではない。

- 20 ・審判など運営での参加（中学総体など）について、義務教育との連携をはかる場合など、年休取得ではなく職専免・出張を適用できるようにすべきである。

・高体連や競技団体がそれぞれの立場で競技力強化を図るため、全国大会に出場するような部活動になると、毎週末に競技力強化を目的とした大会や合宿が入り、全く休めなくなってしまう。その部の競技を経験したことも指導したことも無いのに、第2顧問になったばかりに全く休みが無い状態だ。大会や合宿を減らしてほしい。

・中体連や各種競技団体の大きな大会運営（陸上だと駅伝大会など）は、高校の部顧問（教員）の運営補助を前提として行われている。教職員の働き方の観点で考えると改善が必要である。

30

35

40

⑤その他運動部活動の運営に関する課題

○現場の反応としては、自分自身が専門的知識を持っていて部活指導を行っている方は、「部活動指導員は不要」と考えている方が多い。しかし、専門的知識が無く、部活動顧問
5 を任されている教員の中には、指導方法を教えてもらいたい、という需要もある。その意味でも高校における部活動指導員の配置についても国の予算が必要である。

○また、特別支援学校高等部においても部活動を行っている学校もある。そのなかには、専門的知識が無く、部活動指導員の配置を求める声もあるため、特別支援学校にも部活動
10 指導員の配置についても国の予算が必要である。

○従来の部活動では無く、特定の競技にとらわれない運動部活動も提案するべきである。
例「マルチスポーツ部(仮称)」

体作りやスポーツを楽しむことを目的とした活動。週3回程度の活動で様々な競技種目
15 に取り組む(保健体育の課外授業のようなイメージ)。原則として大会等には参加しない。

参考事例 A 県B高校の例

グラウンド・体育館等多数の部が同時に活動している場合、複数が副顧問を
兼ねるようにすれば、他の仕事や会議において指導するなどの負担が軽減する。
20 他校でも、以下を例に、副顧問のあり方について柔軟な対応をしていただけるよう求める。

(例)	サッカー	ソフトボール	野 球	テニス	ラグビー
A 教諭	◎主	副 (月)	副 (月)	副 (月)	副 (月)
B 教諭	副 (火)	◎主	副 (火)	副 (火)	副 (火)
25 C 教諭	副 (水)	副 (水)	◎主	副 (水)	副 (水)
D 教諭	副 (木)	副 (木)	副 (木)	◎主	副 (木)
E 教諭	副 (金)	副 (金)	副 (金)	副 (金)	◎主

● A 教諭はサッカー部主顧問であると同時に他のソフトボール部・野球部・テニス部の
30 副顧問を兼ね、主顧問がグラウンドに不在の場合のみ、副顧問の任に当たる。

●副顧問の業務は

- ①部活動開始時に生徒から「よろしくお願ひします」の挨拶を受け、特別な事情がある場合指示をすること。
- 35 ②部活動終了時に生徒から「お世話になりました」の挨拶を受け、怪我や事故の確認を行う。
- ③雷発生時等の天候悪化の際の活動中断の指示。
- ④活動中の事故発生時の対応。